

変更 記事		京都市南区東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 1 41 枚の内		NO. 枚の内
		表紙・図面リスト	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和7年6月 N/S	維持工事課		

京都市東九条市営住宅修繕工事

ただし、1号棟給水管改修工事

図 面 リ ス ト								
図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
	【機械設備図】		30	3～6階平面図（撤去）	1/200			
1	表紙・図面リスト	——	31	R階・PH階平面図（撤去）	1/200			
2	特記仕様書1（工事概要・特記事項）	——	32	平面詳細図〈3DKタイプ〉（撤去）	1/20、1/50、1/200			
3	特記仕様書2（一般事項・提出書類）	——	33	平面詳細図〈2DKタイプ〉（撤去）	1/20、1/50、1/200			
4	京都市住宅供給公社標準仕様書（配管工事・その他）	——	34	平面詳細図〈2Kタイプ〉（撤去）	1/20、1/50、1/200			
5	給水管改修工事仕様書	——	35	平面詳細図〈団らん室〉（撤去）	1/20、1/50、1/200			
6	附近見取図	N/S	36	平面詳細図〈各階PS〉（撤去・改修）	1/50			
7	配置図	1/400	37	平面詳細図〈受水槽室〉（撤去）	1/50			
8	住戸表	N/S	38	平面詳細図〈加圧ポンプ周り〉（撤去）	1/50			
9	衛生器具表	N/S	39	平面詳細図〈高置水槽周り〉（撤去）	1/50			
10	機器リスト（改修・撤去）	N/S	40（E-1）	電気設備[2階平面図]（照明器具移設）	1/200			
11	系統図（改修）	N/S	41（E-2）	電気設備[地階ポンプ室、他平面図]（改修・撤去）	1/100			
12	B、1階平面図（改修）	1/200						
13	2階平面図（改修）	1/200						
14	3～6階平面図（改修）	1/200						
15	R階・PH階平面図（改修）	1/200						
16	平面詳細図〈3DKタイプ〉（改修）	1/20、1/50、1/200						
17	平面詳細図〈2DKタイプ〉（改修）	1/20、1/50、1/200						
18	平面詳細図〈2Kタイプ〉（改修）	1/20、1/50、1/200						
19	平面詳細図〈団らん室〉（改修）	1/20、1/50、1/200						
20	平面詳細図〈受水槽室〉（改修）	1/50						
21	参考図〈受水槽〉（改修）	1/60						
22	部分詳細図[住戸]〈便所・台所〉（改修）	1/15						
23	部分詳細図[住戸]〈浴室・洗面所〉（改修）	1/15						
24	PS展開図[1号棟]〈現況・共用部①〉	1/20						
25	PS展開図[1号棟]〈共用部②〉	1/20						
26	断面詳細図〈2階共用廊下配管〉（改修）	1/30						
27	系統図（撤去）	N/S						
28	B、1階平面図（撤去）	1/200						
29	2階平面図（撤去）	1/200						

特記仕様書 1（機械設備）

工事概要

※ 選択する項目は、●印を本工事に適用する。

本工事は週休二日工事（発注者指定方式）の対象工事である。
受注者は、「京都市住宅供給公社週休二日工事実施要領」に基づき、週休二日の現場閉所に取り組まなければならない。
週休二日の定義その他は、同要領による。

工 事 名

京都市 東九条市営住宅修繕工事
ただし、1号棟給水管改修工事

工 事 場 所

京都市 南区東九条西岩本町1番地1

工 期

○ 契約の日の翌日から

○ 令和 年 月 日まで

● 着工命令の日から

● 6 か月以内

（工期には、完成検査及び手直しの必要がある場合に要する期間並びに揮発性有機化合物の室内濃度測定を行う場合の養生期間等を含む。また、契約工期内に完成検査に合格しなければならない。ただし、発注者の都合により契約工期内に完成検査が実施できない場合には、工事請負契約書33条 第1項に規定する通知の日から起算して14日以内に完成検査を実施することができるとするが、年度内を契約工期とする工事については年度末日までに完成検査に合格しなければならない。）

○ 概成工期 令和 年 月 日

○ 概成工期 工期の末日の 日前（休日含む）

※概成工期は公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）第1編第1章第1節1.1.2（ナ）による。

関連工事等の調整

本工事とは別契約の関連工事等（以下「関連工事等」という。）は次のとおりである。 受注者は監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに工事全体の円滑な施工に努める。
○ 建築主体工事 ○ 電気設備工事 ○ その他（ ）

適 用

本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、「京都市住宅供給公社標準仕様書」によるほか、次の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等による。
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版（以下「標仕」という。）
・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版（以下「改修標仕」という。）
・公共建築工事標準図（機械設備工事編）令和4年版（以下「標準図」という。）
また、本工事に建築工事及び電気設備工事を含む場合は、それぞれ当該工事の標準仕様書等を適用する。

優 先 原 位

設計図書の優先順位は、次のとおりとする。
1 質問回答書（2～7に対するもの） 2 現場説明書 3 特記仕様書 4 図面
5 京都市住宅供給公社標準仕様書 6 標仕・改修標仕 7 標準図

建 物 概 要

建物用途：（ ）共同住宅（ ） 構造：（ ）RC造（ ） 階数：地下 1 階、地上 6 階
延面積： 6,360.15㎡ 消防令別表：（ ）用途地域：（ ）
騒音の規制基準：昼間 ｄB 、 朝夕 ｄB 、 夜間 ｄB ※ 共同住宅のみ

設 備 工 事 種 目

● 衛生器具設備工事

● 給水設備工事

○ 直圧方式

○ 直結増圧方式

● 流末方式

（ ○ 高置水槽方式

● 加圧給水方式（ ）

○ 排水設備工事

○ 分流式下水道地域

○ 合流式下水道地域

○ 給湯設備工事

○ 消火設備工事

○ ガス設備工事

○ 換気設備工事

○ その他（ ）

官 庁 届 出 事 務

● 上水道

○ 下水道

○ 消防署

○ その他（ ）

負担金の支出等

○ 水道加入金（別途支出）

○ 水道本管接続費

○ 上記に係る舗装復旧費等

○ 下水道本管接続費

○ 上記に係る舗装復旧費等

○ ガス本管接続費

○ 上記に係る舗装復旧費等

〔 ○ 本工事に含む

○ 別途支出 〕

〔 ○ 本復旧まで本工事

○ 仮復旧まで本工事

○ その他（ ）

〔 ○ 本工事に含む

○ 別途支出 〕

〔 ○ 本復旧まで本工事

○ 仮復旧まで本工事

○ その他（ ）

〔 ○ 本工事に含む

○ 別途支出 〕

〔 ○ 本復旧まで本工事

○ 仮復旧まで本工事

○ その他（ ）

資材及び労務の調達

本工事の施工に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務の調達に努める。

契 約 の 保 証

契約保証の額は、原則下記のとおりとする。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合は「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」による。
● 保証の額は請負代金額の10分の1以上とする。
○ 保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。（WTO政府調達協定対象工事）
○ 保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。（契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事的目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）とする。）
○ 保証の免除

請負代金の支払条件

請負代金の支払い条件は原則下記のとおりとする。 ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合の前払金及び中間前払金の取扱については、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」及び「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」による。
単年度契約工事
1 前払金
○ 前払金の支払いは行わない ● 請負代金額の〔 40 ］ %以内
2 中間前払金及び部分払
中間前払金及び部分払については、いずれか一方を受注者が選択する。 ただし、予定価格が300万円未満の工事については、中間前払金は選択できない。
（1）中間前払金の場合：請負代金額の〔 20 ］ %以内
中間前払金の支払いは、受注者からの請求により、監督員が同要綱に掲げる要件の全てに該当したことを確認したうえで行う。
（2）部分払の場合：〔 1 〕 回以内
3 完成払 完成後

主任技術者及び監理技術者

建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者は、その資格を証明する資料（監理技術者資格証等）を監督員に提出し、承諾を受けること。

技 能 士

○ 技能士

適用する技能士は、次のとおりとする。
○ 1級配管技能士（配管工事 ただし、ガス設備工事の配管工事を除く。）
○ その他（ ）
受注者は、適用する技能士の資格を証明する資料を施工計画書に添付する。また、適用した技能士を変更または追加する場合は、変更または追加する技能士の資格を証明する資料を、施工計画書に新たに添付する。

電気保安技術者

1 本工事の施工に伴い電気工作物を設置した場合は、電気事業法に定める電気工作物に係る工事に、電気保安技術者を置き、資格等を証明する資料を施工計画書に添付する。
2 電気保安技術者は、電気工作物の巡視・点検を行い、詳細は監督員と協議を行う。
3 電気保安技術者は、次による。
● 機械設備工事監理指針（一般社団法人公共建築協会）による。（事業用電気工作物において分電盤以降の低圧部分の電気工事のみに係る場合は、100kV未満の需要設備として扱う。）ただし、これと同等の知識及び経験を有する者で監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
○ （ ）の資格を有する者とする。

電 子 納 品

○ 本工事は電子納品の対象とする。
1 電子納品は「京都市都市計画局電子納品（建築工事）要領（案）」に基づいて行う。（要領については、都市計画局都市企画部都市総務課のホームページを参照）
本工事の電子納品対象書類は、完成写真、完成図（CADデータを貸与した場合）、施工図とする。
2 CADデータの貸与を ○ 行う（データ形式：JWW又はDXF） ○ 行わない
貸与するCADデータの著作権は、発注者が保有している。
また、貸与するCADデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
3 図面等をCADにより作成する際は、建築CAD図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成し、レイヤの構成は、この作成要領（案）のレベル2を満足する。
4 電子納品の成果物は、電子媒体（DVD-R等）で2部を監督員に提出する。
5 電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システムによりエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、ウイルスが存在していないことを確認したうえで提出する。
6 その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者間で協議のうえ、決定する。

週休二日工事

1 受注者は、契約締結後、速やかに現場閉所予定日等を記載した実施工程表（マスター工程表）を監督員に提出し、工事中においては、三週工程表など工程を記録した書類に現場閉所日を記載し監督員に提出する。
2 受注者は、工事完成後、速やかに最終の現場閉所率を書面で監督員に報告する。
3 受注者は、週休二日工事である旨を仮置い等、労働者の見やすい場所に掲示する。
4 その他、詳細については、下記へのリンクに掲載の「京都市住宅供給公社週休二日工事実施要領」を参照すること。（https://www.kyoto-jkosha.or.jp/bid/vendor）

交通誘導警備員

交通誘導警備員 A（延べ 名） B（延べ 4 名）
（農林水産省及び国土交通省発表の公共工事設計労務単価に記載された警備業法第4条の認定を受けた警備業者の警備員。）
ただし、工事の安全を図るため監督員との協議のうえ、必要であれば適宜増員すること。

監督員事務所

○ 関連工事等にて設置（机・椅子・書棚・衣類ロッカー等）ただし、安全帽・懐中電灯・ゴム長靴・軍手等は本工事に準備する。

○ 本工事に設置（面積10㎡以上）
備品は、机、椅子、書棚、衣類ロッカー、電話、冷暖房機、白板、手洗い、湯沸し設備、安全帽、懐中電灯、ゴム長靴、軍手等とし、詳細は監督員の指示による。なお、事務所設置・撤去、電気・ガス・水道及び電話の使用料等は受注者の負担とする。

○ 既存建物の一部を使用（場所は監督員の指示による）して設置する。 なお、備品等は受注者にて準備するものとし、監督員の承諾を得て既存建物に備えられている設備を整備のうえ使用してもよい。ただしその整備費用等は受注者の負担とし、受注者の責において管理を行うこと。また、使用後は受注者により現状復旧し、監督員の確認を受けること。
備品は、机、椅子、書棚、衣類ロッカー、電話、冷暖房機、白板、手洗い、湯沸し設備、安全帽、懐中電灯、ゴム長靴、軍手等とし、詳細は監督員の指示による。なお、電気・ガス・水道及び電話の使用料等は受注者の負担とする。

建設業退職金共済制度（建退共制度）

受注者は、本工事に関わる現場雇用労働者（下請負者が雇用する労働者を含む。）の退職金制度について把握に努める。また、下請契約を締結する際には、下請負者に対して本制度の周知徹底を図る。
なお、建設業退職金共済制度対象労働者（下請負者が雇用する労働者を含む。）を雇用する場合については、次の1～3に記載のとおり運用し、また、予定価格（税込）が1,000万円以上の工事については、4及び5の書類を監督員に提出又は提示をする。
その他、制度、様式等は、「建設業退職金共済事業本部のホームページ（http://www.kentaikyoo.taisyokukin.go.jp）」を参照する。
1 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、証紙貼付方式及び電子申請方式のいずれかを選択する。
2 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識（シール）を、工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示する。
3 下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は、受注者がその事務を代行する。
4 掛金収納書（証紙貼付方式による場合は掛金収納書提出用台紙に貼付）を工事請負契約締結後原則1か月以内（電子申請方式による場合は、工事請負契約締結後原則40日以内）に、監督員に提出する。なお、必要に応じて「建退共証紙購入等計画書」の提出を求めることがある。
5 工事完成時、「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」を監督員に提出し、次の書類を提示する。
（1）（証紙貼付方式による場合）工事別共済証紙受附簿
（2）（電子申請方式による場合）被共済者就労状況報告書、掛金充当書

石 綿 の 取 扱 い

石綿の取扱いは、以下のとおりとする。
1 石綿の取扱いに当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」等、関係法令等を遵守する。
2 解体又は改修工事にあたっては、5の（1）から（4）に示す石綿の有無にかかわらず、全ての部位及び材料について、事前調査を行い、「解体等工事に係る事前調査説明書面」を監督員に提出する。また、大気汚染防止法第18条の1第5第6項及び石綿障害予防規則第4条の2第1項に基づき提出したそれぞれの報告書の写しを監督員に提示する。
（1） 調査について貸与する図書は、下記による。
（ ）
（2） 分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（最終改正 令和3年12月22日基発1222第17号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこと。
3 石綿含有建材の除去等作業を行うに当たり、作業計画書を作成し監督員の承諾を得る。
4 石綿含有建材の除去等の作業が終了したときは、その結果を書面で監督員に報告する。
（特定じん排出等作業完了報告書）
5 なお、現時点で石綿を含むと想定しているものは次の（1）から（4）のとおりである。
各レベルは、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を示す。
（1） 吹付け石綿（吹付けパライト、吹付けバーミキュライト含む）
対象部位及び材料（ ）（レベル 1 ）
（2） 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
対象部位及び材料（ ）（レベル 2 ）
（3） 石綿含有成形板等
対象部位及び材料（「ゴム」等）（レベル 3 ）
（4） 石綿含有仕上塗材（吹付けパライト、吹付けバーミキュライトを除く）
対象部位及び材料（ 外壁等）

建設発生土の処理

建設発生土は、原則として下記のとおり処理する。
1 搬出先
○ 指定地処分 商号又は名称： _____
所在地： _____
○ 場内敷均し
2 土壌調査
○ 土壌調査を実施する。（試料検体数 _____）
また、以下の資料を監督員に提出する。
（1）土壌分析結果証明書
（2）（1）の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真
なお、搬出先が「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（以下「土砂条例」という。）第10条に基づく土地の埋立て等の許可を得た搬出先の場合は、搬出先の求めに応じ、許可に必要な資料の作成に協力する。
○ 土壌調査を実施しない。
ただし、搬出先が求めた場合や土砂条例第8条に規定する埋立基準に適合しないおそれがあると思われる場合は、監督員と協議すること。協議のうえ、実施することになった場合は、設計変更の対象とする。
3 建設発生土の搬出先からの受領書を監督員に提示する。

京都市東九条市営住宅修繕工事

ただし、1号棟給水管改修工事

特記仕様書1（工事概要・特記事項）

設 計 No. 2 41 枚の内 令和 7 年 6 月

京都市住宅供給公社維持工事課

設計変更 No. 枚の内 令和 年 月

機材及び施工

※ 選択する項目は、●印を本工事に適用する。

足 場

足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省 基発第1226第2号令和5年12月26日改正）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり専用足場方式により行う。

産業廃棄物処理関係

1 受注者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及びその関係法令のほか、「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を遵守しなければならない。
2 受注者は、前項に掲げる各法令等の趣旨を踏まえ、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、再利用できる場合は当該方法による処理・処分方法を採用するとともに、原則として自ら行い、同要綱第2条第2項第2号に規定する排出事業者として、同要綱第4条の責務を負っていることを十分に認識し、信義に従って誠実に対応しなければならない。
3 受注者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理状況を明らかにするため、施工計画書に産業廃棄物処理の計画について記載するほか、廃棄物処理委託契約書、処分業許可証及び収集運搬業許可証の各写しを監督員に提出し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示する（電子マニフェストの場合は受渡確認表を提示）。
4 この特記仕様書に反して当該契約の産業廃棄物が処理された場合は、受注者に対して必要な措置を命じることがある。このとき受注者は、速やかに指示に従わなければならない。

完 成 図 書

1 完成図書は、「工事書類一覧及び提出方法等」の項目に記載した書類を、「工事書類電子化の手引」に従い電子で監督員に提出する。提出物に紙書類がある場合は、A4サイズのファイルに綴じ、目次を添付のうえ監督員に提出する。
2 納入仕様書をもって機器完成図及び機器性能試験成績書としてもよい。
3 試運転調整記録は、水質検査報告書（水道直圧方式を除く。）、ガス工事検査報告書、機器の調整記録（水量、風量、温湿度等）、その他監督員の指示したものとする。

資材の再資源化等に関する取扱い

1 発生材のうち、引渡しを要するものは下記による。
（ ）
なお、引渡しを要するものは、監督員の指示を受けた場所に保管し調査を監督員に提出すること。
2 発生材のうち、工事現場において再利用及び再資源化を図るものは、下記による。
（ ）
なお、再資源化を図るものとしたものは、分別を行い、再生資源化施設等（廃棄物処理法第14条の許可を受けた施設）に搬入すること。
3 本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の対象工事である場合、受注者は、落後後直ちに同法第12条第1項の規定で定める説明書、同法第13条及び省令第4条に基づく書面を監督員に提出する。なお、届出の記載内容に変更が生じた場合は、同条2項の規定により、速やかに届出を再提出する。
対象工事は、建築設備工事の場合、請負代金額が1億円以上の工事が対象となり、建築物以外の工作物の工事（土木工事等）は、請負代金額が500万円以上の工事が対象となる。
4 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条の規定に基づく報告書を監督員に提出する。なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書に必要事項が記載されている場合は省略できる。

保全に関する資料

○ 建築物等の利用に関する説明書を監督員に提出する。（詳細は以下による。）
1 建築物等の利用に関する説明書は標仕で定める「建築物等の利用に関する説明書」とし、「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」（国土交通省）を参考に作成する。
2 資料の作成に当たっては、監督員と記載事項に関する協議を行う。また、作成後は監督員に内容の説明を行う。
3 関連工事等がある場合は、まとめて作成してもよい。その場合の提出部数については、建築主体工事の定めによる。

給水装置の構造

給水、給湯設備（井水設備等を含む。）として使用する弁類、管継手類及び水栓類等については、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成16年1月26日改正）に定める鉛の浸出基準値に適合する材料を使用する。

機器の耐震固定

1 設備機器の固定は、次に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）」による。なお、下記の用語の定義は「平成25年制定官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。
（1） 設計用水平地震力
機器の重量〔kN〕に、設計用標準水平震度及び地域係数（1.0）を乗じる。なお、設計用標準水平震度は次による。
設計用標準水平震度（注）（ ）内は防震支持の機器の場合に、＜ ）内は水槽類に適用する。

設置場所	耐震安全性の分類			
	□特定の施設（甲類・乙類）		■一般の施設（乙類）	
	重要機器水槽	一般機器水槽	重要機器水槽	一般機器水槽
上層階・屋上及び塔屋	2.0 (2.0) <2.0>	1.5 (2.0) <1.5>	1.5 (2.0) <1.5>	1.0 (1.5) <1.0>
中 間 階	1.5 (1.5) <1.5>	1.0 (1.5) <1.0>	1.0 (1.5) <1.0>	0.6 (1.0) <0.6>
地下階・1階	1.0 (1.0) <1.5>	0.6 (1.0) <1.0>	0.6 (1.0) <1.0>	0.4 (0.6) <0.6>

（2） 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
2 重要機器、上層階の定義は次による。

重要機器	防災機器・ガス機器・ボイラ・給排水機器・飲料用水槽・雑用水槽・防災用水槽・オイルタンク・100RTを超える冷凍水発生機及び冷却塔 ※1ガスエンジンヒートポンプ式空調調機（GHP）を除く。
上層階	・2～6階建ての場合は最上層 ・7～9階建ての場合は上層2階 ・10～12階建ての場合は上層3階
中間階	・地階及び1階を除く各階で、上層階に該当しない階をいう。

※水槽本体の耐震性能は、図中特記なき限り、機器の耐震固定と同じ耐震クラスとする。
3 次の機器は耐震計算書を作成し、納入仕様書に添付して監督員に提出する。
機器固定及び水槽本体の計算書（運転重量が100kgを超える機器）

総合試運転調整

1 各設備における装置全体の施工完了時に実施する総合調整は、次のとおりとする。
○ 風量調整 ○ 水量調整 ○ 室内外空気の温湿度の測定 ○ 室内気流及びじんあいの測定
● 飲料水の水質の測定 ○ 騒音の測定（測定箇所： _____）
○ 16項目（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項第3号イ）
○ 51項目（水質基準に関する省令） ● その他（ _____ 11項目 _____）
○ 雑用水の水質の測定
○ 6項目（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の2）
○ その他（ _____）
○ その他（ _____）

化学物質を放散する材料等

JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品又はその同等品の使用を原則とし、該当する材料等がない場合はF☆☆☆☆又はその同等品（旧JISのE0規格品、旧JASのF0規格品等）を使用する。

揮発性有機化合物の室内濃度の測定

関連工事等において揮発性有機化合物の室内濃度の測定を行う場合は、その測定に協力する。

その他特記事項

令和7年4月 改定 原図用紙サイズ：A3

特記仕様書 2 (機械設備)

一般事項 ※ 選択する項目は、●印を本工事に適用する。

関連法令等の遵守	工事の施工に当たっては、工事請負契約書、京都市住宅供給公社契約事務要綱、京都市契約事務規則、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他関係法令を遵守する。
監督員	監督員とは、工事請負契約書に規定する監督員で、公社の監督員及び公社が監理業務を委託した者をいう。
設計変更	工事内容の変更に伴う請負代金額の変更は、原則として、次の式により求め、千円未満切捨てとする。 (変更後) 請負工事価格 = (変更後) 設計工事価格 × (当初) 請負工事価格 / (当初) 設計工事価格 なお、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び負担金等は上記算式中「(当初) 請負工事価格 / (当初) 設計工事価格」の値の算定に含めないものとし、設計変更により追加する場合は、これらの費用に上記算式中「(当初) 請負工事価格 / (当初) 設計工事価格」の値を乗じない。 また、請負工事価格とは請負代金額から消費税等相当額を減じた額とする。 上記適用を受けない場合は、都市計画局都市企画部都市総務課のホームページ(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html)の京都市都市計画局「公共建築工事積算基準」等の補足第1編第3章2を参照のこと。
施工中の安全確保及び環境保全	1 各種関係法令によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を踏まえ、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。 2 各種関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。 3 火気の使用及び火の粉の飛散等火災のおそれのある工事を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、火災防止に有効な材料で養生するほか、消火器や水の入った容器を作業場所周辺に配置し、火災防止の徹底を図る。 既存施設を施工する場合、現場代理人はその都度監督員及び防火管理者に場所、時間、方法等について説明を行い、確認を受ける。 4 既存の消防設備等の工事においては、工事中でもできる限り消防設備器具及びシステムが作動する状態を保つように留意する。工事の關係上やむを得ず設備の器具及びシステムの作動を停止又は休止させる場合は、事前に所轄消防署の指導を受ける。
施工日及び施工時間	● 施工日等は下記による。 ○ 施工日等は箇中特記による。 受注者は、労働時間短縮の推進を図るため、作業は原則として、京都市の休日を定める条例による休日(以下「休日」という。)は行わないこととし、平日に行うよう努めなければならない。なお、作業内容・作業工程の都合等により、作業時間の延長や休日作業を行う場合は、監督員と協議する。その場合、検査や施工の立会いは原則として行わない。 上記以外については、箇中特記による。
建設機械	公害の防止に努め、工事に当たっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(最終改正：平成13年4月9日国土交通省告示第487号)」に基づき指定された建設機械を使用する。
党書の締結	本工事において周辺住民等との間に党書等が締結された場合は、その締結事項を遵守する。
建設協力会	工程管理、現場管理(安全衛生・仮設・養生・清掃等)、周辺の道路管理(清掃・事故防止・交通誘導警備員等)等の関連工事等の受注者と共同で処理すべき以下の事項については、当該受注者と協力会等を組織して工事の円滑な進행을図り、費用についても全員で負担する。 1 事故防止 2 付近道路及び仮設道路の維持管理 3 その他工事中に発生した問題について、監督員が指示した事項
特定元方事業者の指名	○ 工事の実施に当たり、工事現場の安全を統括的に管理するため、労働安全衛生法第30条第2項に基づき、同条第1項の措置を講ずべき者(以下「統括安全衛生管理義務者」という。)として、特定元方事業者を一人指名する。 ○ 本工事の契約後、本工事の受注者を統括安全衛生管理義務者として指名することについて、同意を求める予定である。 ○ 別途発注する以下の工事の受注者を統括安全衛生管理義務者として指名する予定である。 ()
養生	在来部分、施工済み部分、未使用機器、材料等で汚損又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。なお、コンクリート打設時には立食いし、スリーブ、インサート等の破損防止に努める。
工事電力等の負担	着工から引渡しまでの工事や試運転に必要な電力、ガス、水道等の使用料金は、受注者の負担とする。
完成検査	工事に必要な官公庁検査及び検査職員の検査に合格して完成とする。また、契約工期までに完成検査に合格しなければならない。 ただし、公社の都合により契約工期内に完成検査が実施できない場合には、工事請負契約書第33条第1項に定める通知の日から起算して14日以内に完成検査を実施することができるものとするが、年度内を契約工期とする工事については、年度末日までに完成検査に合格しなければならない。
中間検査	請負代金額が1億円を超える工事については、最下階の隠ぺい箇所の施工が完了したときに、施工状況、出来形及び出来ばえについて、京都市検査職員の検査を行う。
引渡し説明	完成後、必要に応じて施設管理者及び入居者に対して完成図書に基づき機器の取扱い、操作方法等の説明を行う。
工場検査	○ 本工事に設置する機材()については、「京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領」に基づき、工場等派遣中間検査(以下「工場検査」という。)を監督員が立会いのうえ実施する。ただし、工場検査対象機材であっても監督員が指示する場合は、監督員が立会える工場検査を行わない。 なお、新製品及び特殊製品等で品質確保のために工場検査が必要となる場合がある。
各種調査等	受注者は、本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となったときは、調査書類の作成等に協力する。
低入札価格調査制度	1 「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」第5条に基づく調査対象者(以下「調査対象者」という。))は、同要領第7条に定める調査項目に関する資料を契約担当課に提出しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、低入札価格調査に關し必要な事項については同要領に定めるものとし、調査対象者はこれに同意をもって対応しなければならない。 3 調査対象者が受注者となった場合には、本工事において、次に掲げる事項について対応しなければならない。 (1) 施工計画書の内容のヒアリング 特記仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (2) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合は施工体制台帳を作成し、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (3) 施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、監督員の求めに応じて施工段階ごとの工事報告書を提出しなければならない。施工段階ごとの工事報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (4) 安全点検実施報告書の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、監督員の求めに応じて仮囲い、掘削、足場、火災予防及び建設公害防止等について安全点検を実施し、安全点検実施報告書を提出しなければならない。また、安全点検実施報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
ゴム製品等の品質確認等	受注者は、東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)(以下「同社」という。))で製造された製品や材料(以下「ゴム製品等」という。))を用いる場合(同社名で設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料や納入仕様書等が発行された場合をいう。))には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(同社と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

工事現場における表示板設置	○ 設置する(以下の1から5による。) ● 設置する(標仕による。) 1 設置 同一工事現場において、複数の工事がある場合は、1枚にまとめることができる。 2 文字 常用漢字を使用し、字体は角ゴシック、工事名称は50mm角、その他は40mm角とする。 3 大きさ 列間を15mm又は30mm、四辺の余白を50mmとし、文字数及び列数により、必要な寸法とする。 4 表示 ・工事名：工事請負契約書の工事名を記入する。 ・発注：「京都市住宅供給公社」と記入する。 ・設計：「京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課」を記入する。 ・監理：「京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課」を記入する。 ・施工：受注者名を記入する。 ・連絡先：「京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課」及び「075-223-2127」を記入するとともに、受注者名及び電話番号も併せて記入する。 5 色 地色は白とする。文字は黒とする。 6 その他 詳細については監督員の指示による。
提出書類	書面により行わなければならないとされている提出書類の受発注者間の手続にオンライン(情報共有システム又は電子メール)を利用する場合は、1、2による。この場合、検査は、1の場合情報共有システムに保存した電子データで、2の場合受注者が保管した電子データでそれぞれ行うものとする。 1 情報共有システムを用いる場合 「京都市都市計画局情報共有システム試行要領」によること。 2 情報共有システム以外で電子メールを用いる場合 (1) 受発注者間で電子メールの送受信を行う者を特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。 (2) 受信した電子メールについて、送信者の電子メールアドレスが共有したものと同じであるか確認すること。 本工事で提出する工事書類を以下の1～9及び工事書類一覧に示す。 提出に該当する工事書類は原則電子データで提出するものとし、保証書等及び協議により監督員から紙による提出が認められた書類については紙で提出するものとする。 また、受注者は、工事書類を提出する前に、工事書類電子化の手引を確認するとともに、工事書類一覧を活用し、本工事で提出・提示・掲示が必要な書類をあらかじめ確認する協議を監督員と行うものとする。 成果物の提出は、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで、電子データを書き込んだDVD-R等により、2部を監督員に提出する。 工事書類電子化の手引、工事書類一覧及び様式等については、以下のホームページを参照すること。 【営繕工事(建築・電気・機械)の様式等】 https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000238167.html
工事書類一覧及び提出方法等	1 着工関係書類(契約締結後速やかに提出) ・現場代理人等通知書及び経歴書(資格者証の写し)(京都市契約課入札の場合、京都市契約課受付後) ・実施工程表(マスター工程表)(「実施工程表(マスター工程表)の項目参照」) ・労働者災害補償保険関係書類(「労働者災害補償保険関係書類」の項目参照) ・請負代金内訳書(契約後速やかに提出)(「請負代金内訳書」の項目参照) ・建設工事保険または組立保険の証券の写し等(「工事保険」の項目参照) ・賠償責任保険の証券写し等(「工事保険」の項目参照) ・法定外の労災保険の証券の写し等(「法定外の労災保険」の項目参照) ・建設業退職金共済制度の掛金収納書(「建設共済制度」の項目参照) ・CORINS登録内容確認書(「工事実績情報」・緊急連絡表(「緊急連絡表」の項目参照) ・再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書(「建設副産物に関する取扱い」の項目参照) ・建設リサイクル法第12条第1項に基づく説明書※1 ・建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面の写し※1 ※1：提出の有無は「資材の再資源化等に関する取扱い」の項目参照
	2 施工前に提出するもの ・解体等工事に係る事前調査説明書面(「石綿の取扱い」の項目参照) ・施工体制台帳(「施工体制台帳」の項目参照) ・廃棄物処理委託契約書、処分業許可証、収集運搬業許可証(各写し)(「産業廃棄物処理関係」の項目参照) ・施工計画書(総合、工種別、機器搬入等)(「施工計画書」の項目参照) ・施工図(「施工図」の項目参照)・納入仕様書・工事打合せ簿
	3 施工中及び施工後に提出するもの ・工事打合せ簿 ・完成通知書 ・工程を記録したもの(三週工程表又は工事日報)・完成図PDFデータ ・交通誘導警備員の集計表(人数が少ない場合は交通誘導警備員の日報)(「交通誘導警備員」の項目参照) ・再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書(「建設副産物に関する取扱い」の項目参照) ・特定粉じん排出等作業完了報告書(「石綿の取扱い」の項目参照)・工事写真 ・完成図・施工図CADデータ(形式：JWW) ・建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表(「建設業退職金共済制度(建設共済制度)」の項目参照) ・週休二日工事に係る最終の現場閉所率が記載されているもの(「週休二日工事」の項目参照) ・完成図(原寸二つ折り製本及びA3縮尺A4版製本)(原寸部、A3版3部) ・完成図書 a. 機器完成図 b. 機器性能試験成績書 d. 関係官庁届出書類 e. 総合調整報告書(特記による) f. 予備品リスト h. 機器取扱説明書 1. 各種保証書(1年を超える保証があるものに限り) ・保全に関する資料(「保全に関する資料」の項目参照)
	4 完成検査合格後に提出するもの ・引渡書 ・前払金・出来高支払請求書
	5 前払金請求のときに提出するもの ・前払金・出来高支払請求書 ・保証証書(紙で提出する場合)正1部、副1部 ・中間前払金を活用する場合は、保証確認サービス「D-Sure」に入力する保証契約番号及び認証キーを提出する)
	6 中間前払金請求のときに提出するもの ・認定請求書 ・工事履行報告書 ・前払金・出来高支払請求書 ・保証証書(紙で提出する場合)正1部、副1部 (電子証書を活用する場合は、保証確認サービス「D-Sure」に入力する保証契約番号及び認証キーを提出する)
	7 部分払のための出来高検査を受けるときに提出するもの ・既済部分検査請求書
	8 部分払請求のときに提出するもの ・前払金・出来高支払請求書
	9 その他 ・監督員が特に指示するもの
労働者災害補償保険関係書類	労働者災害補償保険関係書類は、次の1～5のいずれかを監督員に提出すること。 1 労働基準監督署長の労災保険成立証明書(原本) 2 労働保険事務組合長の労災保険加入証明書(原本) 3 労働保険料申告書(事業主控)の写し 4 労働保険料納付書(領収証書)の写し 5 労働保険料等口座振替結果のお知らせの写し
建築設備機器製造者指定	本工事に設置する機器()が「京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領」第3条で規定する指定機器に該当する場合は、原則として、「都市計画局建築設備機器製造者指定一覧表」から製造者を選定する。 要領、審査基準及び一覧表については、都市計画局都市企画部都市総務課のホームページ(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000007359.html)を参照のこと。

京都市東九条市営住宅修繕工事	設計図
ただし、1号棟給水管改修工事	
特記仕様書2(一般事項・提出書類)	設計 No. 3 41 枚の内 令和7年6月
京都市住宅供給公社維持工事課	設計変更 No. 枚の内 令和 年 月
請負代金内訳書	提出する「請負代金内訳書」は、「公共建築工事内訳書標準書式(令和5年改定)」に準拠するとともに、同書式で定める細目別内訳まで作成する。(公共建築工事内訳書標準書式については、国土交通省大臣官房官庁営繕部のホームページを参照)なお、請負代金内訳書には法定福利費を明示すること。
工事保険	工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。))等を対象とする建設工事保険又は組立保険に加え、第三者に対する対人対物事故による法律上の損害賠償を負担できる請負業者賠償責任保険に加入し、その「証券の写し」又はこれに代わるものを監督員に提出する。保険期間は契約工期の開始日又は監督員との協議により定めた日から工事目的物引渡しの日までとする。ただし、機械器具設置工事等の組立保険期間は保険の対象物が発生する日から工事の目的物の引渡しの日までとすることができる。 なお、団体保険等に付している場合については、上記「証券の写し」又は保険会社が発行する証明書(保険内容等の必要な情報を確認できるようなものに限る。))に加え、当該保険に加入している団体等へ受注者が加入していることを証明する書類(「工事保険加入証明書」という。))を監督員に提出する。
法定外の労災保険	受注者は法定外の労災保険に加入しなければならない。 法定外の労災保険とは、国の労働者災害補償保険(労災保険)の給付に上乗せして保険金を給付する保険をいう。
機材の品質等(機材性能試験成績書)	主要な機器や監督員が指示する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のある材料を使用する場合は、この限りでない。
機材の搬入検査	機材の搬入検査について、図面に指示したものは、「京都市都市計画局工用機材検査要領」に基づき実施する。
工事実績情報	請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(CORINS)(一般社団法人日本建設情報総合センター)により登録内容確認書を作成し、監督員の確認を受けたうえで次に示す期間内(休日を除く。))に登録申請を行う。また、登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。なお、変更登録は、工期及び技術者の登録内容に変更が生じた場合に行うこと。ただし、これ以外の変更は竣工登録の際に反映するものとする。また、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。 1 工事受注時 ― ― ― 契約工期の開始日から10日以内に提出 2 登録内容の変更時 ― ― ― 変更契約締結後10日以内に提出 3 工事完成時 ― ― ― 工事完成後10日以内に提出 ※ 契約工期の開始日(着工日)は監督員との協議により定めた日又は着工命令の日とする。
施工計画書	1 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書について監督員に提出する。 2 品質計画、一工程の施工の確認及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 3 2の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 4 屋上水指、架台、空調機等の大型機器及び監督員の指示する機器については、機器搬入計画書を作成し、監督員に提出するとともに、関係者に周知徹底して事故防止に努める。
緊急連絡表	受注者は、有事の際、監督員及び各事務所に即時連絡出来るようにあらかじめ連絡表を作成する。
施工体制台帳	受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合には、施工体制台帳を作成する。なお、作成に当たっては、「施工体制台帳の作成等について」(最終改正：令和4年12月28日 国不建第466～467号)及び国土交通省のホームページに掲載されている作成例を参考にする。なお、施工体制台帳(添付書類含む。以下同じ。))は工事現場に備えるとともに、写しを監督員に提出する。 施工体制台帳は、電子データに記録され、必要に応じて工事現場において紙面または出力装置の映像面に表示される場合は、当該記録を持って備えることに代えることができる。 また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示する。 【提出】 1 施工体系図 2 発注者との契約書の写し(変更契約がある場合は変更契約書の写しとも) 3 元請の配置技術者(主任(監理)技術者)が資格を有することを証する書面 4 元請の配置技術者(主任(監理)技術者)の雇用関係を証明できるものの写し 5 元請の監理技術者補佐又は専門技術者を置いた場合は、資格を証明できるものの写し 6 元請の監理技術者補佐又は専門技術者を置いた場合は、雇用関係を証明できるものの写し 7 施工体系台帳 8 作業員名簿(元請・1次下請) 9 1次下請負人との契約書の写し(請負金額が表示されていること) (注文書・注文請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し) ――以下は2次下請以降があった場合に作成―― 10 再下請負通知書 11 2次以降の下請負人との契約書の写し(請負金額が表示されていること) (注文書・注文請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し) 12 作業員名簿(2次下請以降)
納入仕様書	主要な機器や監督員が指示する機材は、製作図・性能表等を作成し、監督員の承諾を受ける。
実施工程表(マスター工程表)	1 工事請負契約書第3条の規定に基づき、工事の着手に先立ち、関連工事等の関係者と十分調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。 2 概成工期が設定された場合は、実施工程表に記載すること。
施工図	施工に先立ち速やかに施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。
官公署その他への届出手続等	本工事に必要な官公署その他への届出等は受注者の負担により行う。
履行報告	工事請負契約書第12条に基づく履行報告に用いる様式は、工程表等とする。
工事写真	1 原則として「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」(以下「写真撮影要領」という。))により撮影を行い、工事写真台帳に整理する。写真は、「営繕工事写真撮影要領」による工事写真撮影ガイドブック「機械設備工事編 令和5年版(国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修)」の写真例を参照し撮影する。撮影箇所は、着工前の状況、各施工工程の状況、地中障害物の状況等の施工後外部から視視けがたい施工箇所、完成状況の主要な箇所及び監督員が特に指示する箇所とする。 2 受注者は、工事写真の全部又は一部について、工事写真の小黑板電子情報化を行う場合、着工前に使用機器等に関して以下の(1)～(2)を監督員に提示し、承諾を受けること。また、監督員への提出に先立ち、受注者は、チェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、撮影した工事写真の信憑性確認を行うこと。監督員が必要と認めた場合は、その結果を提示すること。 (1)必要な機器及びソフトウェア等については、写真撮影要領に示す必要事項の電子の記入ができるもの。 (2)「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREG 暗号リスト)」(ホームページ https://www.cryptree.go.jp/list.html)に記載されている技術を使用した信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するもの。
建設副産物に関する取扱い	1 受注者は、工事を施工する場合において、あらかじめ建設副産物情報交換システム(COBRIS)による再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出する。対象工事は、請負代金額が100万円以上(請負代金額の変更があった場合を含む。))の全ての工事とする。 2 受注者は、資源の有効な利用に関する法律に係る再生資源省令第9条又は指定副産物省令第8条における揭示の対象となる工事については、省令に基づき、1の計画書を工事現場の見やすい場所に掲示する。 3 指定副産物省令第8条に基づき再生資源利用促進計画書の揭示の対象となる工事については、建設発生土の搬出にについて、再生資源省令に基づく確認結果票を作成し、当該計画書と併せて掲示する。 4 受注者は、工事完成後速やかに、建設副産物情報交換システム(COBRIS)による再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出する。対象工事は、請負代金額が100万円以上(請負代金額の変更があった場合を含む。))の全ての工事とする。

変更 記 事			京都市東九条市宮住宅修繕工事	設計変更	発注図	
			ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 5 41 枚の内		NO. 枚の内
			給水管改修工事仕様書	京都市住宅供給公社		令和 年 月
			令和7年6月	S= —		維持工事課

◆給水管改修工事仕様書◆

本工事は、既設給水設備において、給水方式を高置水槽方式から加圧給水方式に変更する。
(既設給水設備で高置水槽以降にある上層階の加圧給水設備と屋上の給水管は残置する。)

また、受水槽更新と揚水ポンプの撤去と加圧給水ポンプの新設をする。受水槽以降の給水管は全て更新する。(市水引込管一部も含む。)

1. 一般事項

(1) 本工事の施工にあたり、以下の内容について配慮すること。

- 団地敷地内は原則禁煙とする。
- 使用する電動工具は、可能な限り低騒音タイプ、バッテリー式の機種を選定すること。
なお、コード式の電動工具を使用する場合は、感電や漏電防止のためアースを設けること。
- エレベーターの使用は、入居者を優先すること。また、階内部での会話は控えること。
- 作業員は、腕章や名札等により、工事関係者であることが判別できるようにすること。
- 工事車両は、乗り合せや公共交通機関の利用により、乗り入れ台数を減らすこと。
- 作業時間は原則8:00～17:30とし、養生から後片付けまでを行うこと。
- 断水時間は原則9:00～16:00として、作業工程を立てること。
- 作業班には班長を定め、現場代理人及び主任技術者と連絡を密にすること。

2. 準備（施工前）

(1) 当該団地の自治会に対し実施する工事説明の資料作成に協力し、説明時は同行する。

(2) 現地を事前調査し、建物・既存設備・周囲の状況、配管経路等を確認する。
なお、住戸内への入室を伴う調査は、入居者向け工事説明会の開催後に実施すること。

(3) 施工要領書、作業工程表及び作業員名簿を監督員に提出する。

(4) 施工に先立ち、工事対象棟の入居者に対し工事説明会を開催する。なお、説明会を開催する回数は監督員と協議し決定するものとし、以下の要領で行う。

- 工事説明会開催の案内文、工事説明会資料を作成し、監督員に内容の確認を受ける。
- 工事説明会開催の案内文は、対象棟全住戸の玄関ドアポストに投函する。
- 工事説明会資料は対象棟全住戸分を事前に準備し、説明会当日に参加者へ配布する。
- 説明会には現場代理人及び主任技術者が出席し、工事内容の説明及び質疑応答を行う。
- 説明会を欠席した住戸には、工事説明会資料及び質疑応答内容の資料を玄関ドアポストに投函する。なお、その住戸の入居者から質疑があった場合は対応すること。

(5) 住戸内調査は全戸を対象とし、入居者と調査日を調整のうえ訪問し、配管経路及び住戸内工事の施工日を調整すること。なお、留守等により訪問できない住戸や、住戸内工事の辞退を申し出た住戸については、書面にて監督員に報告すること。

(6) 施工日の調整、入居者への周知、入居者からの質疑応答等、本工事に係る調整や入居者対応は受注者にて行い、随時監督員に報告すること。

3. 仮設

(1) 資材置場等を団地敷地内に設置する場合は、フェンスバリアード等で囲い、入居者及び通行人の安全確保に努める。また仮囲いには、工事名称、施工者名等を明示する。

(2) 工事に必要な電気及び水道の使用に係る手続き及び費用については受注者の負担とする。
なお、団地内共用設備から使用する場合は、事前に当該団地の自治会の了解を得たうえで使用することとし、費用負担等については事前協議し、監督員に報告すること。

(3) 共用廊下等の作業場所に養生シート等を設置して汚損防止に努める。万一、汚損等が生じた場合は、故意・過失を問わず受注者の負担にて原状復旧すること。

(4) 受水槽、B1階及び廊下天井配管、2階外壁配管は、安全対策を施して作業すること。

4. 共用部・住戸内工事

(1) 共用部(PS内)及び住戸内の給水管を更新する。

(2) 作業工程は、原則モルタル住戸の設置 → 入居者向け工事説明会 → モルタル住戸の内覧 → 住戸内事前調査 → 共用部 ・ 住戸内工事とする。

(3) 住戸内工事のモルタル住戸は、空き住戸を利用して設置すること。なお、設置戸数は監督員の指示によるものとし、内覧期間中の住戸管理、受付、入居者対応、諸費用(水光熱費を含む)等は、すべて受注者が負うものとする。

(4) 入居者向け工事説明会の際に、各戸の工事予定日を周知し、住戸内事前調査の際に入居者の希望に合わせて実施日を調整する。

(5) 住戸内事前調査は、以下の内容について行う。

- 配管経路の確認(特にPS壁貫通の物入の状況と入居者自身での改修の有無)
※ 配管経路が設計内容と大きく異なる場合は、監督員に報告し、その指示に従う。
- 家具等の配置確認(入居者で移動を依頼するものと受注者で移動するものの分別)
- 作業内容等の入居者説明及び工事実施日の調整

(6) 共用部工事及び住戸内工事は、以下の内容にて行う。

- 作業実施日の前日に、対象住戸及びその両隣のドアポストへ翌日に実施する工事の概要(作業場所、実施時間、騒音の有無等)を記載した工事ビュを投函する。
- 作業終了時刻までに作業(後片付けを含む)を終了し、入居者へ作業完了の報告を行う。
万一、時間内に作業が完了しない場合は、事前に監督員へ報告し、対象住戸の入居者へ作業時間延長の説明を行うこと。
- 住戸内配管は原則露出配管とし、樹脂製配管カバー(モルタルタイプ・ベース付・断熱材付)を用いて施工すること。
- 樹脂製配管カバーの部材は、壁貫通部、曲り、分岐及び水栓部に適したものを使用することとし、取付け部に段差がある場合は、スパーサー等を用いて処理すること。なお、樹脂製配管カバーの施工は、製造者の指示する施工方法に基づき実施すること。
- 入居者が自身で改修している部分の配管については本工事では更新せず、改修部分への接続までを本工事にて行う。
- 断水を伴う工事は日数・時間が最小となるよう計画すること。
- 入居者の家具や家電等の移動が必要な場合は、入居者の承諾を得て移動すること。
- 養生シート等を設置して、住戸内の汚損防止に努めるとともに、作業後は十分な清掃を行うこと。
- 施工前及び施工後の住戸内給水圧力調査を実施すること。なお、原則として調査箇所は全空住戸を対象とし、1住戸につき1か所(原則として台所水栓)とする。
- 作業実施日については原則として平日に行うこととしているが、入居者から希望があった場合に限り、休日の作業を認める。
- 作業実施日は事前に監督員へ報告すること。ただし、休日については監督員の立会いは検査を含み原則として行わない。

5. 給水管引込工事(外部接続工事)・屋外工事・B1階内工事

(1) 本工事に必要な関係各所(京都市上下水道局、医療衛生センター等)への申請手続き及び事前協議は、受注者により遅滞なく行うこと。

(2) 埋設配管に必要となる、アスファルト舗装、インターlockingブロック舗装、コンクリート舗装のカッター切り、はつり、撤去、掘削、埋戻し、舗装の復旧作業は本工事にて行うこと。

6. 撤去工事の留意点

(1) 既設配管撤去後のボルト穴等は、コーキング、化粧ビス、シーリングプレート等で適切に処理すること。

(2) 存置する既設配管の端部はブラク(キャップ)止めまたは穴埋め等をする。

(3) コンクリート面で既設配管等を切断した場合の補修は、モルタル等で適切に処理すること。

(4) 上階での施工に際しては、資機材の落下防止に努め、必要な安全対策を施すこと。

7. 交通誘導員の配置

(1) クレーン等の重機を使用する際は、交通誘導員Bを4名配置すること。
(資材搬入、撤去材搬出時)

8. 作業上の補償

(1) 本工事により漏水、損傷、破損又は汚損が発生した場合は、故意・過失を問わず、受注者の負担にて原状復旧すること。また、入居者の所有物を損傷、破損又は汚損させた場合は、受注者の責任において必要な補償を誠意を持って行うこと。

9. 写真撮影

(1) 施工前に作業場所を撮影し、原状の証明とする。

(2) 施工中の写真撮影箇所は、事前に監督員と協議すること。なお、住戸内の施工写真については全住戸を対象とし、施工状況の確認が可能な様に留意して撮影すること。

(3) 施工後に作業場所を撮影し、施工完了の証明とする。
※ 特に入居中の住戸内写真は、撮影忘れがない様に注意すること。

(4) 写真の撮影は、デジタル形式によるものとし、印刷して提出するものと、データのみをDVD等のメディアに画像データをコピーして提出するものを、事前に監督員へ確認すること。

10. その他

(1) 施工中に既設配管からの漏洩等を発見した場合は、速やかに監督員へ報告すること。

(2) 施工中にトラブルが発生した場合は、速やかに監督員へ報告すること。

(3) 休日、夜間等で本工事に起因して別業者(当該団地の緊急修繕業者又は入居者が緊急に依頼した業者)が修繕を行った場合、その費用は受注者が負うものとし、関係者と調整して支払うこと。

(4) 工程表(2週間工程)を1階の掲示板及び当該団地の指定する場所へ原則掲示すること。

(5) 住戸内工事に際し、必要に応じて、入居者所有物の仮置き場を設けること。

(6) 施工、資材搬出入等の都合上、やむを得ず入居者用駐車スペース周辺で作業を行う場合は、事前に入居者に了解を得ること。また、必要に応じて車両の移動を依頼すること。

(7) コンクリートのはつり・穿孔及び、アンカボルト打設等の騒音を発生する作業の前には、影響を及ぼす住戸に事前に周知したうえで実施すること。

(8) 特記なき限り、弁類はJIS 10Kとする。

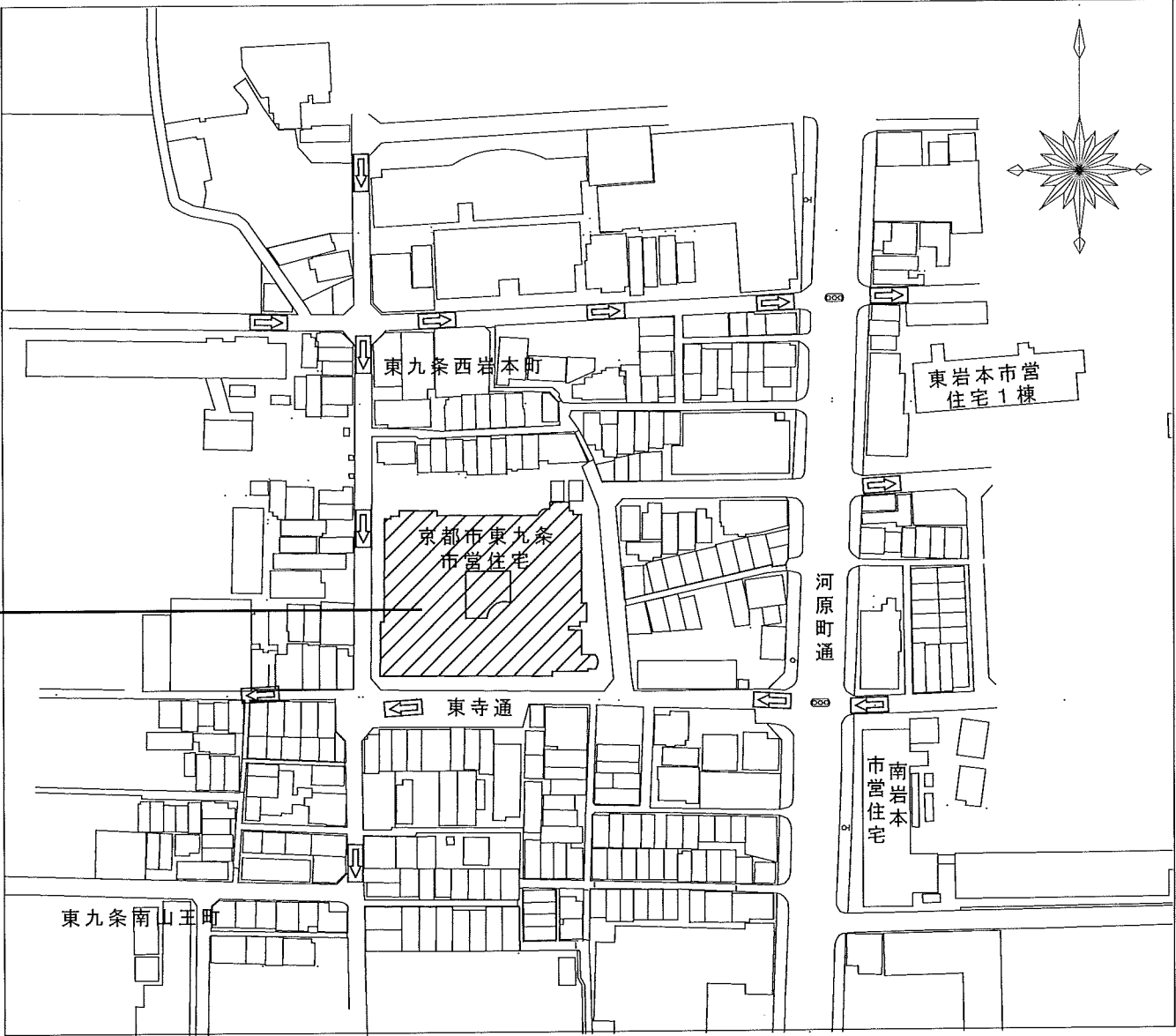
(9) 入居者都合による住戸内施工辞退は減額変更の対象とする。

(10) その他、疑義が生じた場合は、随時監督員と協議すること。

原図用紙サイズ :A3

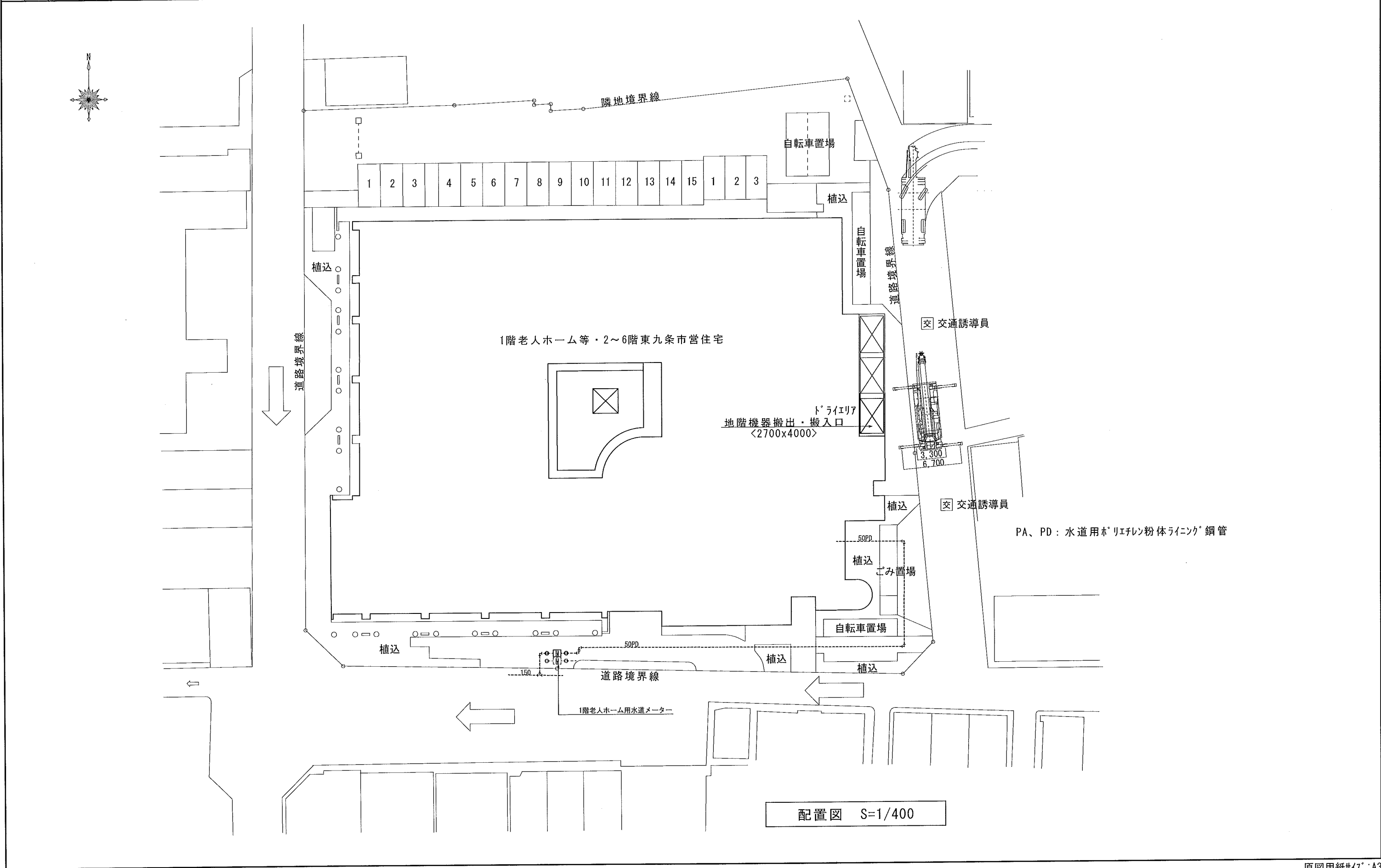
変更 記 事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 6 41 枚の内	
		附近見取図	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月 N/S	令和 年 月	
			維持工事課	

工事場所
施設名称：京都市東九条市営住宅
住 所：京都市南区東九条西岩本町1番地1



附近見取図

変更 記事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 7 41 枚の内	
		配置図	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月 S=1/400	維持工事課	
			NO. 枚の内	
			令和 年 月	



変更
記
事

京都市東九条市営住宅修繕工事
ただし、1号棟給水管改修工事
住戸表
令和7年6月

N0.8 41 枚の内
京都市住宅供給公社
維持工事課

設計変更
N0. 枚の内
令和 年 月

発注図

特記事項

1. 本表の入居状況及び作業内容は設計時点のものであり、施工にあたっては監督員より最新の入居状況を確認すること。

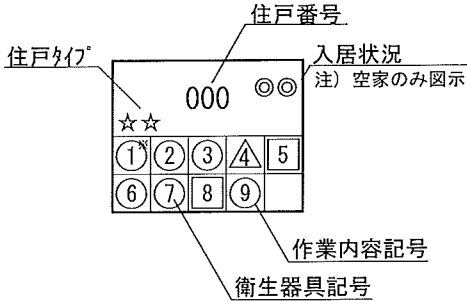
◆住戸一覧表(住戸数:79戸) ◎一般住戸は3DKタイプ No16参照

一般 601	一般 602	一般 603
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨
一般 501	一般 502	一般 503
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨
一般 401	一般 402	一般 403
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨
一般 301	一般 302	一般 303
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨
一般 201	一般 202	一般 203
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨

一般 604	一般 605	一般 606	一般 607	一般 608	一般 609	一般 610
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨
一般 504	一般 505	一般 506	一般 507	一般 508	一般 509	一般 510
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨
一般 404	一般 405	一般 406	一般 407	一般 408	一般 409	一般 410
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨
一般 304	一般 305	一般 306	一般 307	一般 308	一般 309	一般 310
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨
一般 204	一般 205	一般 206	一般 207	一般 208	一般 209	一般 210
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨

少家 611	单身 612	单身 613	单身 614	单身 615	少家 616
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨
少家 511	单身 512	单身 513	单身 514	单身 515	少家 516
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨
少家 411	单身 412	单身 413	单身 414	单身 415	少家 416
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨
少家 311	单身 312	单身 313	单身 314	单身 315	少家 316
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨
少家 211	单身 212	单身 213	单身 214	单身 215	少家 216
①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨

住戸一覧表凡例



住戸タイプ凡例

図示	住戸タイプ	間 取
一般	一般住戸	3DK
少家	少家族住戸	2DK
单身	单身住戸	2K
団らん	団らん室	

衛生器具凡例

記号	衛生器具名称
1	台所水栓
1※	台所ハイ-水栓
1°	台所混合栓
2	湯沸止水栓
2°	給湯器止水栓
3	浴室水栓
3※	浴室ハイ-水栓
3°	浴室シャワー混合栓
4	浴室止水栓
5	洗濯水栓
5※	二槽式洗濯水栓
6	洗面水栓
6°	洗面混合水栓
7	洗面止水栓
8	ロ-タンク内部部品
9	便器止水栓
10	屋外水栓

作業内容凡例

記号	内 容
○	既設器具撤去・新設
△	既設器具取外し・再取付
□	既設器具撤去・水栓ﾌﾗﾝｸﾞ取付
■	既設器具存置(取替不要)

変更 記 事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 9 41 枚の内	
		衛生器具表	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月 NS	令和 年 月 維持工事課	

衛生器具表

メーカー名及び品番については参考とする。

施工場所		図 示 名 称	名 称	仕 様 ・ 形 状 ・ 寸 法	TOTO(株)品 番	(株)LIXIL品 番	(株)KVK品 番	SANEI(株)品 番	(株)カクティ品 番	数 量									
										3DK	2DK	2K	団らん	計		集会室		管理人室	
住戸棟	台 所	台所水栓	泡まつ横形自在水栓	スパウト長:210mm(±30mm)	T131UNL13C	LF-16F(220)-13-U	K10DFR24	A20JH-13 A20JH-61x2	7072-13X240	49				49					
		台所混合栓	壁付シングルバ-混合栓	芯々:200mm(±5mm)	TKS05311J	SF-WM435SY	MSK110KER2T	K17CE-13	192-332-220		10	20	1	31					
			台付シングルバ-混合栓	芯々:200mm(±5mm)	TKS05310J	SF-WM430SY	KM5081T	K670EK-13	116-110										
		湯沸止水栓	アングル止水栓逆止弁付	ハンドル式、入側:R(PJ)1/2、出側:G(PJ)1/2	—	—	K143	V620BV-13	653-900-13	49				49					
		給湯器止水栓	ストリート逆止付ホ-ル止水栓	入側:R(PJ)3/4、出側:G(PJ)3/4	—	—	K140-20	V611BV20	653-110-20	49	10	20	1	80					
	浴 室	浴室水栓	自在水栓	スパウト長170mm	T130AUN13C THY200A	LF-12-13-U	K3	A10J-13	7060-13×170										
		浴室バ-水栓	バ-式自在水栓	スパウト長170mm、バ-長:100mm以上 二条料	T130AEQF13C THY200A	LF-122-13	—	JA131-13	706-066-13										
		浴室シャワ-混合栓	壁付シャワ-混合栓	シングルバ-式	TBV03301J1	—	—	SK170-S9L19	143-021	49	10	20		79					
		浴室止水栓	アングル止水栓	ハンドル式、入側:R(PJ)1/2、出側:G(PJ)1/2	THY226U TH4025529A	LF-3G(55)K	K115AC	JV24A	7850										
	洗濯室	洗濯水栓	緊急止水弁付洗濯機水栓	JEM1206適合品 90度開閉式	TW11R	LF-WJ50KQA	KU260K	Y1433TV-W-13	721-606-13	49	10	20		79					
		洗面所	洗面混合栓	台付シングル混合栓	TOTO製 洗面器(L221CF)用 コ-ム栓付	TLHG30EGR	LF-B355SY	KM7014TEC	K57CE-13	116-112	49	10	20	1	80				
			洗面水栓	立水栓	TOTO製 洗面器(L230D)用	T205UNRC	LF-1-U	K5	Y50J-13	700-001-13									
			洗面バ-水栓	バ-式立水栓	TOTO製 洗面器(L230D)用、バ-長:100mm程度 二条料	T205QFR	LF-1Z	—	JY531-13	700-006-13									
	便 所	ロ-タンク 内 部 部 品	横形ロ-タンク用ホ-ルタップ バ-ハンドル 手洗金具 フロ-バ-ルブ	TOTO製ロ-タンク(S545J)用取替え部材	THYS4A HH07148R TSY670BMNS THY416R	—	—	—	—	49	10	20	1	80					
		便器止水栓	アングル止水栓	三角ハンドル式、入:R(PJ)1/2、出:G(PJ)1/2	THY226U TH4025529A	—	K115AC	JV24A	7850	49	10	20	1	80					
	バルコニー	屋外水栓	バ-式吐水口回転形横水栓	ホ-ム水栓、バ-長:100mm程度	T200B3013	LF-7RG-13U	—	Y12J-13 Y1310	7014-13										
	便 所 団らん	小便器FV	小便器用フラッシュバ-ルブ	TOTO製 小便器(U307C)用	T60PR	UF-3J	—	—	—				1	1					
	集会室・管理人室	便 所	大便器一式	ロ-タンク式手洗付普通便座	バリアフリー便器	CS20AB、SH30BA T0291	BC-2208K、DT-K250 CF-39CK												
			小便器FV	小便器用フラッシュバ-ルブ	TOTO製 小便器(U307C)用	T60PR	LF-3J												
洗面器水栓				TOTO製 洗面器(L103D)用	T205QFR0	LF-1Z-U													
洗面止水栓			アングル止水栓	ハンドル式、入側:R(PJ)1/2、出側:G(PJ)1/2	THY226U TH4025529A	LF-3G(55)382W80	K115AC	JV24A	7850										
湯沸		手洗器水栓		TOTO製 手洗器(L21H)用	TL18	LF-P02													
		掃除流し水栓		TOTO製 掃除流し(8K322)用	T23AE20C	LF-7KE-18-U													
		給湯栓			T136LUNS13H	LF-L14F-13-U													
共 通	散水栓	キ-式吐水口回転形横水栓	ホ-ム水栓	T200C3NR13	LF-7RG-13-U	K11Q	Y16J-13	7015B											
	水栓柱	ビ-ル製水栓柱	13mm用、70角×1、200H、内管H1、固定ハンドル	—	—	—	T801-70X900-1	6160-900											
	フレキバ-イフ13mm	器具接続用フレキシブル継手	口径:13mm、ステンレス製、300L(湯沸器他)	—	—	V50N-300	T12-13-300	0798-53-300	147	30	40	2	219						
	フレキバ-イフ13mm	器具接続用フレキシブル継手	口径:13mm、ステンレス製、500L(洗面他)	—	—	V50N-500	T12-13-500	0798-53-500	98	20	40	2	160						
	水栓ブラケット	水栓ブラケット保護ブラケット	口径:13mm、樹脂製	—	—	—	R75-13	6130-13											

変更 記事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 10 41 枚の内	
		機器リスト（改修・撤去）	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月 N/S	令和 年 月 維持工事課	

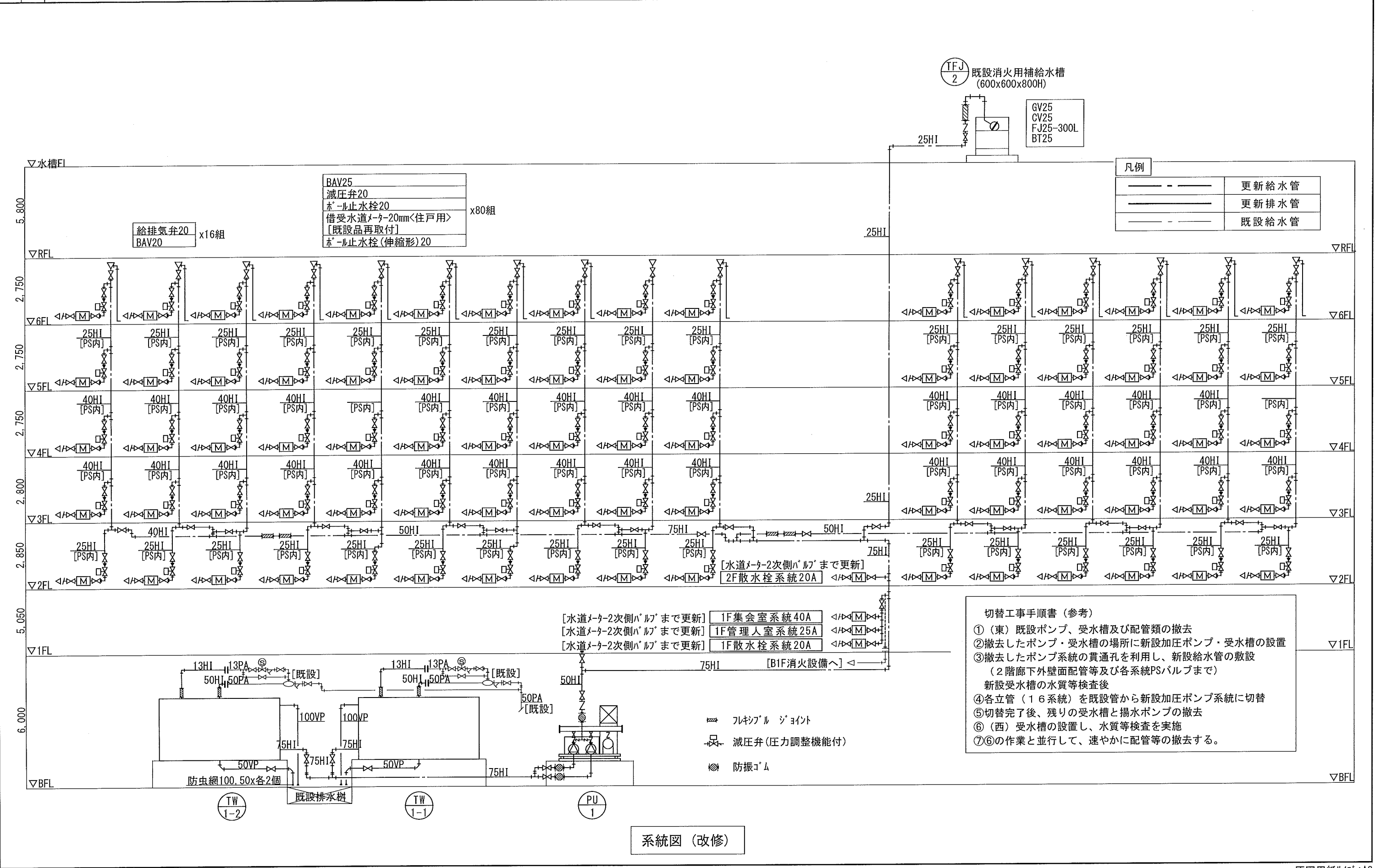
機器リスト（改修）

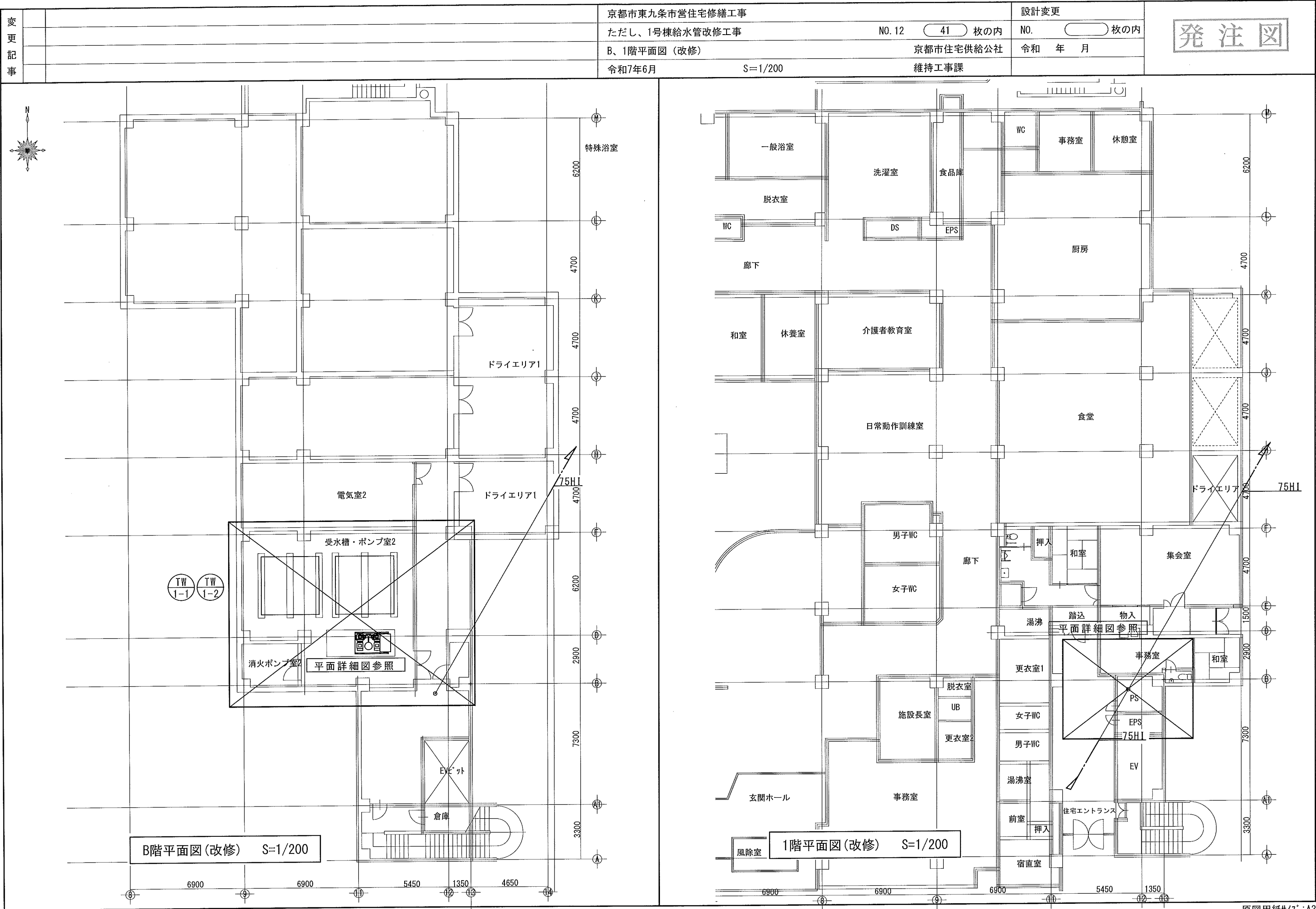
記号	名称	仕様・付属品	電気仕様				基礎	数量	設置階	備考
			Φ	V	Kw	始動方式				
TW-1-1 TW-1-2	受水槽	FRP製ハ°ル型複合板構造、外部補強型、耐震仕様1.0G					既設	2基	B1	
		有効容量19.6m3、呼称容量24.5m3、寸法3.5Lx3.5Dx2.0H								
		施錠式マンホール（600Φx2ヶ所）、内外梯子、鋼製架台（溶融亜鉛メッキ）								
		その他付属品一式 各種配管取出口（別図参照）								
PU-1	加圧給水装置	推定末端圧一定インバーター制御	3	200	5.5	直入	既設	1台	B1	
		50Φx355L/minx55M 自動交互運転								
		制御盤（2槽式、電磁弁制御）、圧力タンク、共通架台								
		その他付属品一式								

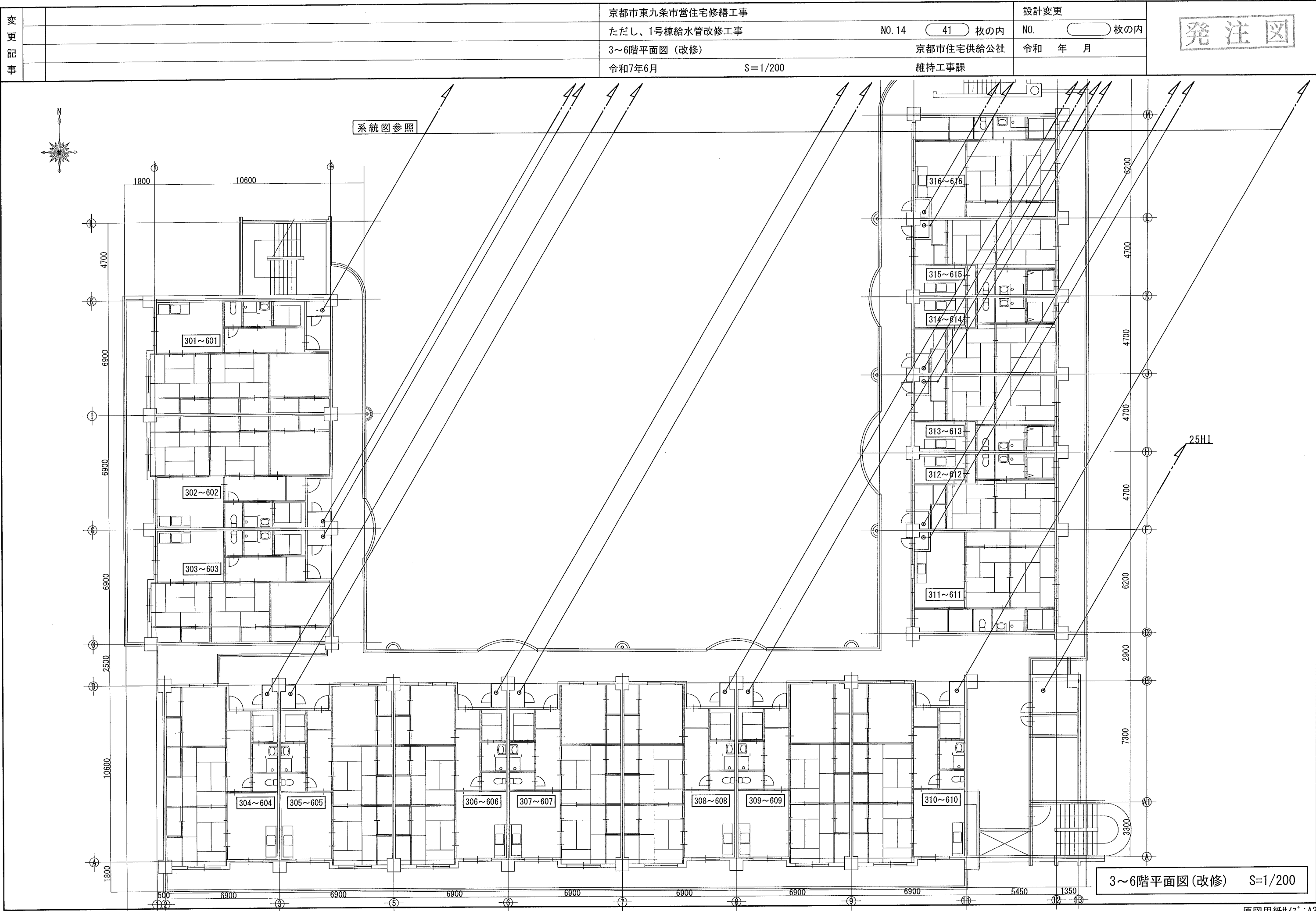
機器リスト（撤去）

記号	名称	仕様・付属品	電気仕様				基礎	数量	設置階	備考
			Φ	V	Kw	始動方式				
TWJ-1-1 TWJ-1-2	受水槽	FRP製ハ°ル型サト°イチ構造、外部補強型、耐震仕様0.6G					既設	2基	B1	
		有効容量25.0m3、呼称容量30.6m3、寸法3.5Lx3.5Dx2.5H								
		施錠式マンホール（600Φx3ヶ所）、内外梯子、鋼製架台（溶融亜鉛メッキ）								
		その他付属品一式 各種配管取出口								
PWJ-1、2 3、4	揚水ポンプ	多段渦巻ポンプ	3	200	3.7x2	直入	既設	4台	B1	
		40Φx150L/minx55M 自動交互・並列運転								
		スプリング式防振架台、その他付属品一式								
（残置）										
TF-2-1 TF-2-2	高置水槽	FRP製ハ°ル型サト°イチ構造、外部補強型、耐震仕様1.0G					既設	2基	PHR	
		有効容量5.0m3、寸法2.0Lx1.5Dx2.5H								
		施錠式マンホール（600Φ）、内外梯子、鋼製架台（溶融亜鉛メッキ）								
		その他付属品一式 各種配管取出口								
PUJ-1 PUJ-2	加圧給水装置	推定末端圧一定インバーター制御	3	200	0.75x2	直入	既設	2台	RF	現在停止中
		32Φ(2)x110L/min20M 自動交互・並列運転								
		制御盤、圧力タンク、共通架台、その他付属品一式								

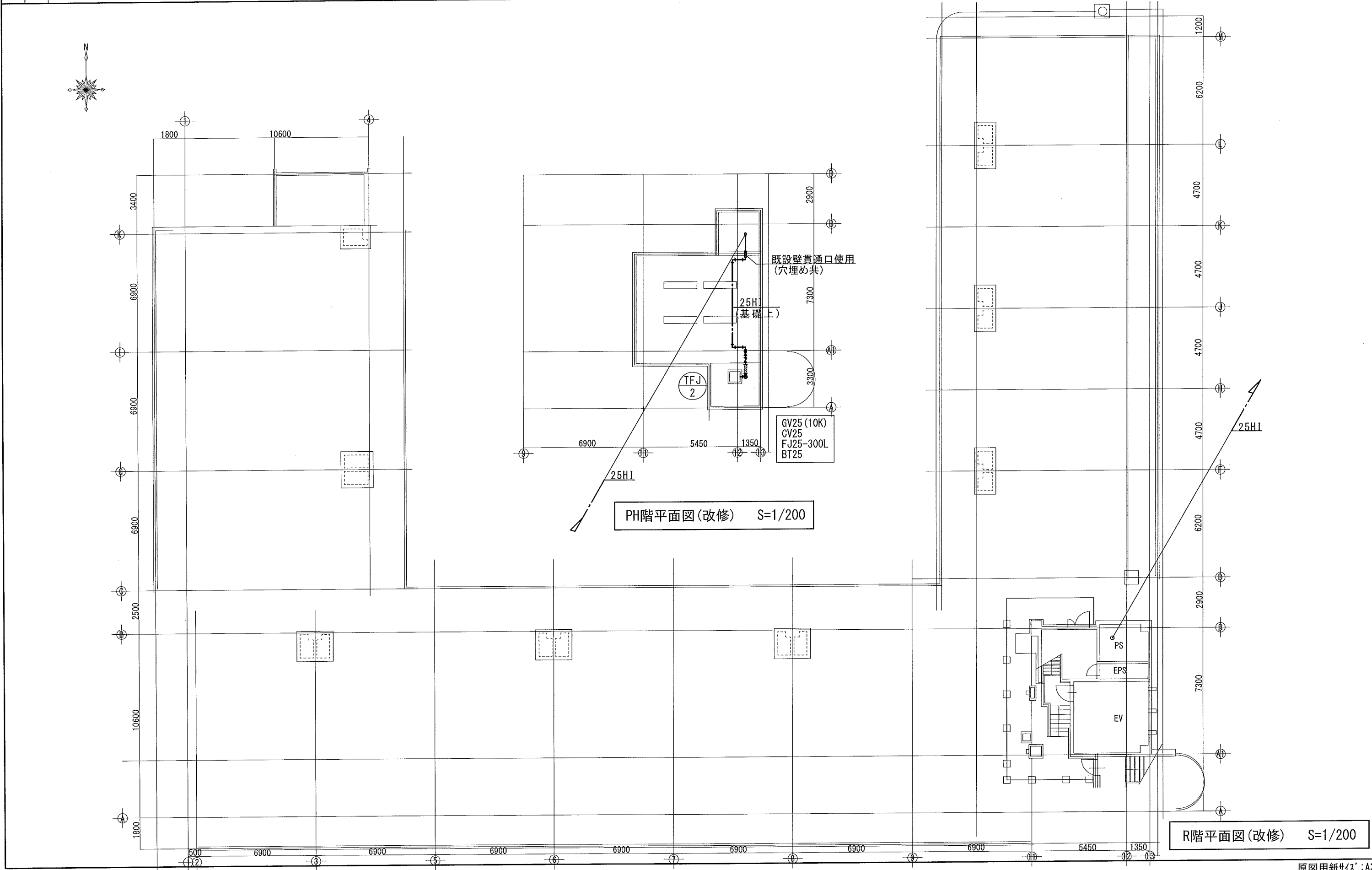
変更 記事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 11 41 枚の内 NO. 枚の内	
		系統図（改修）	京都市住宅供給公社 令和 年 月	
		令和7年6月 N/S	維持工事課	



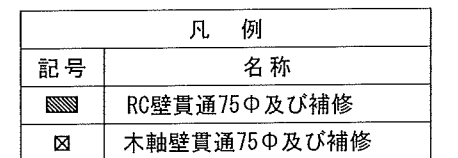
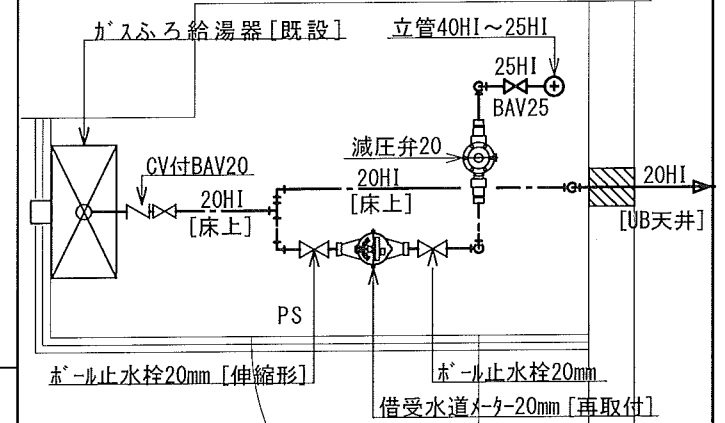




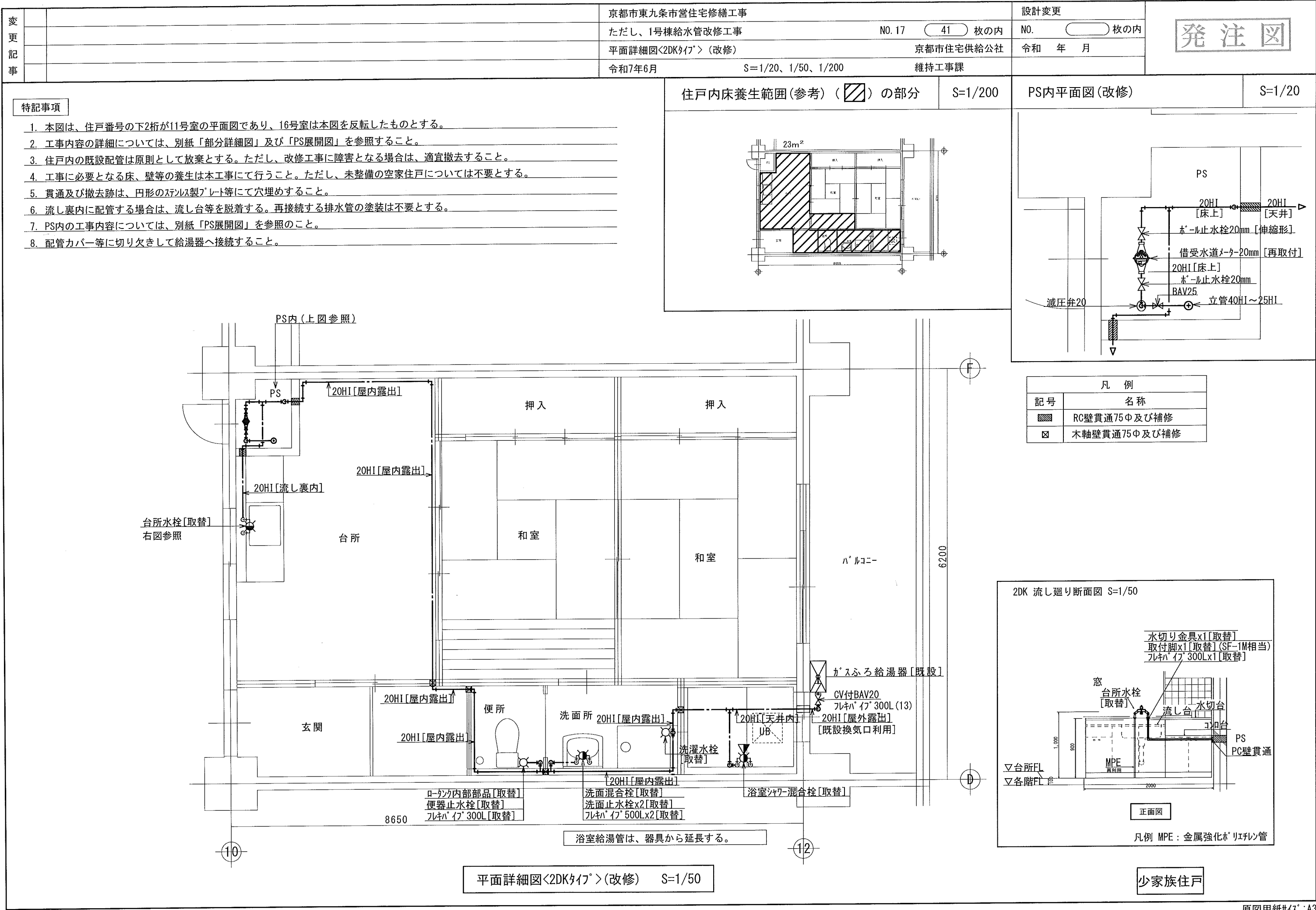
変更 記事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	N0. 15 41 枚の内	
		R階・PH階平面図（改修）	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月 S=1/200	維持工事課	
			NO. 枚の内	
			令和 年 月	



1. 本図は、住戸番号の下1桁が2・4・6・8・10号室の平面図であり、1・3・5・7・9号室は本図を反転したものとする。
2. 工事内容の詳細については、別紙「部分詳細図」及び「PS展開図」を参照すること。
3. 住戸内の既設配管は原則として放棄とする。ただし、改修工事に障害となる場合は、適宜撤去すること。
4. 工事に必要となる床、壁等の養生は本工事で行うこと。ただし、未整備の空家住戸については不要とする。
5. 水切りに設置されている台所水栓及び沸湯し止水栓の撤去跡は、円形のステンレス製プレートにて穴埋めすること。
6. 整備済の空家住戸の衛生器具は一時取外し(既設品再使用)とする。また、ロータリ内部部品は存置とする。
7. PS内の工事内容については、別紙「PS展開図」を参照のこと。

 $\epsilon = 1/20$ 

一般住戶



変更 記事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	N0. 18 41 枚の内	
		平面詳細図<2Kタイプ> (改修)	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月	S=1/20、1/50、1/200 維持工事課	

特記事項

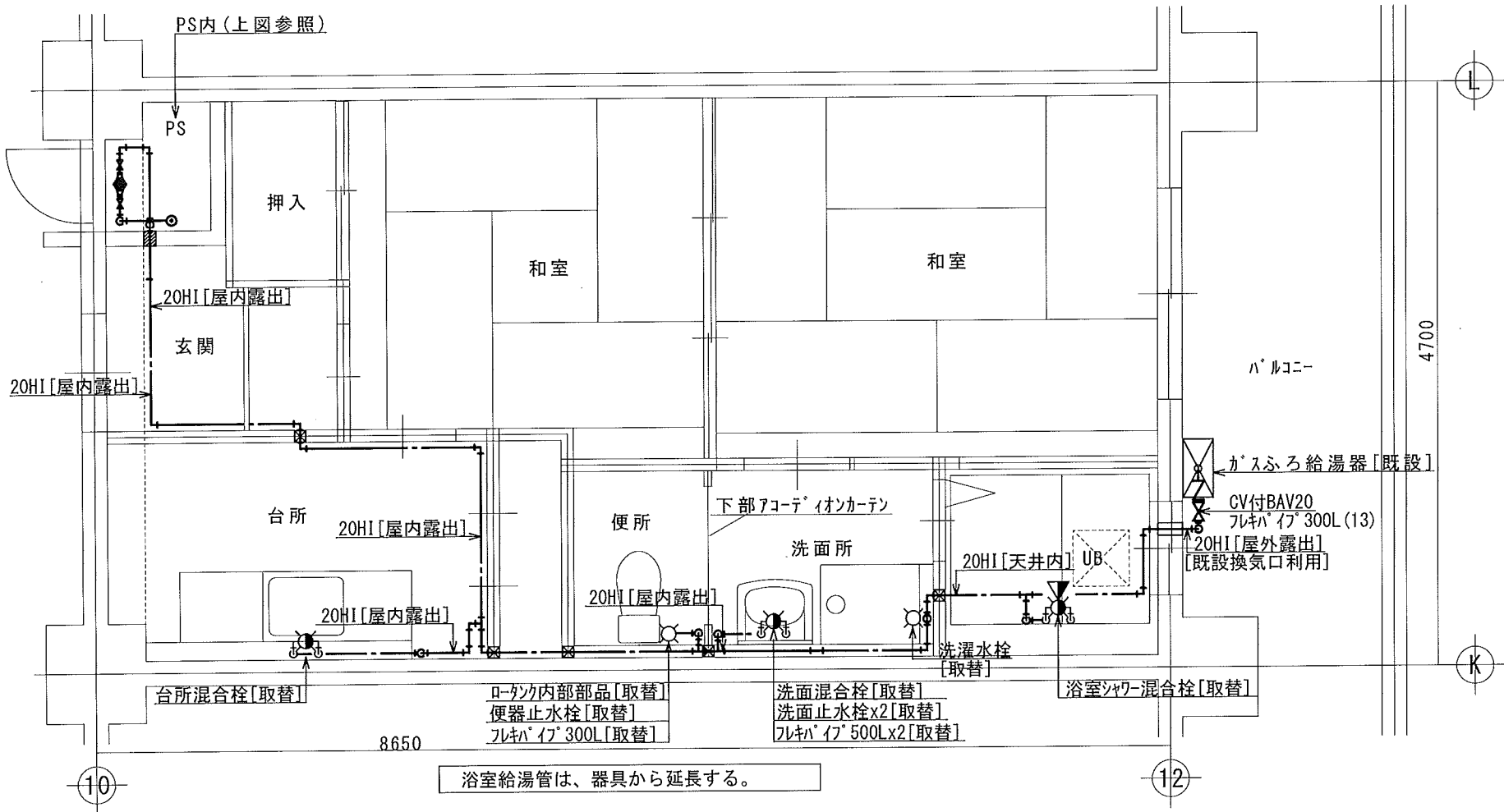
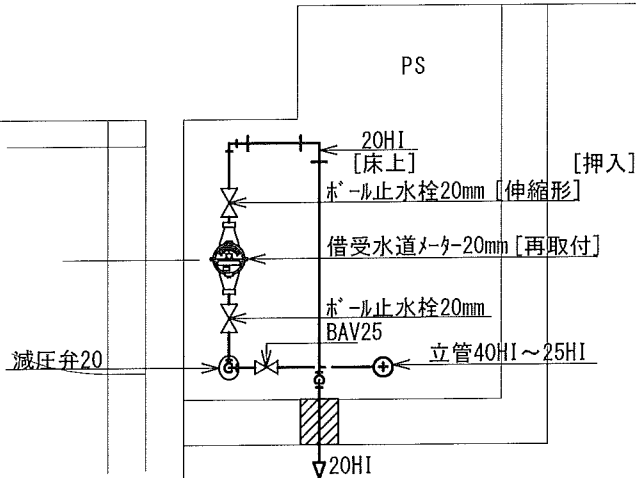
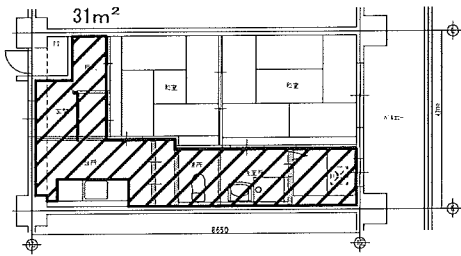
1. 本図は、住戸番号の下2桁が13・15号室の平面図であり、12・14号室は本図を反転したものとする。
2. 工事内容の詳細については、別紙「部分詳細図」及び「PS展開図」を参照すること。
3. 住戸内の既設配管は原則として放棄とする。ただし、改修工事に障害となる場合は、適宜撤去すること。
4. 工事に必要となる床、壁等の養生は本工事に行うこと。ただし、未整備の空家住戸については不要とする。
5. 水切りに設置されている台所水栓及び湯沸し止水栓の撤去跡は、円形のステンレス製プレートにて穴埋めすること。
6. 整備済の空家住戸の衛生器具は一時取外し(既設品再使用)とする。また、ロタンク内部部品は存置とする。
7. 分電盤やコンセント廻りに布設する場合、電線等に気を付けること。
8. 流しや浴室の給湯管は既設から単管等で延長すること。
9. 配管カバー等に切り欠きして給湯器へ接続すること。

住戸内床養生範囲(参考) (斜線)の部分

S=1/200

PS内平面図(改修)

S=1/20



凡 例	
記号	名称
	RC壁貫通75φ及び補修
	木軸壁貫通75φ及び補修

平面詳細図<2Kタイプ> (改修) S=1/50

単身住戸

変更 記事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 19 41 枚の内	
		平面詳細図<団らん室> (改修)	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月	S=1/20、1/50、1/200 維持工事課	

特記事項

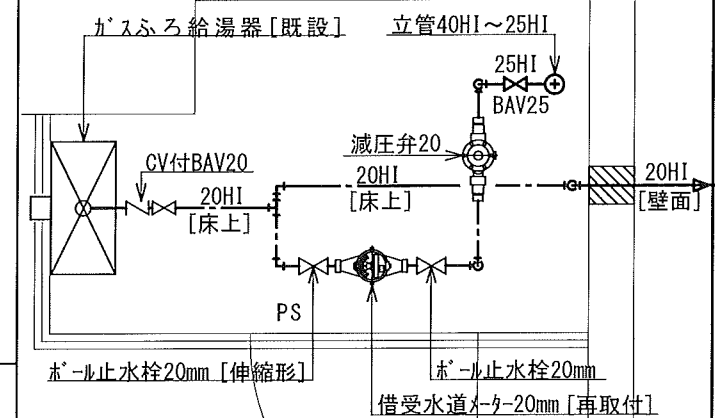
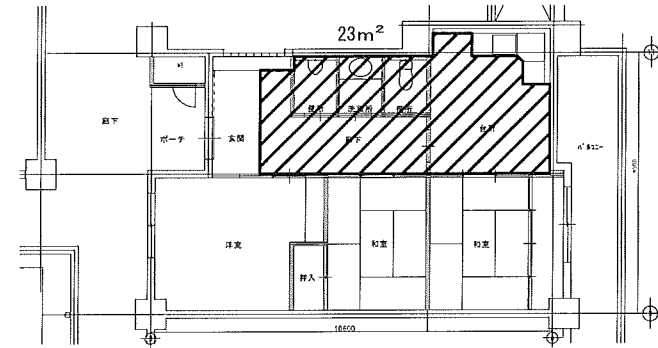
- 工事内容の詳細については、別紙「部分詳細図」及び「PS展開図」を参照すること。
- 住戸内の既設配管は原則として放棄とする。ただし、改修工事に障害となる場合は、適宜撤去すること。
- 工事に必要となる床、壁等の養生は本工事にて行うこと。
- 水切りに設置されている給水管の撤去跡は、円形のステン製プレートにて穴埋めすること。
- PS内の工事内容については、別紙「PS展開図」を参照のこと。
- 穴あけ跡は、プレート等で養生すること。
- 分電盤の下部に布設する場合、電線等に気を付けること。

住戸内床養生範囲(参考) (斜線) の部分

S=1/200

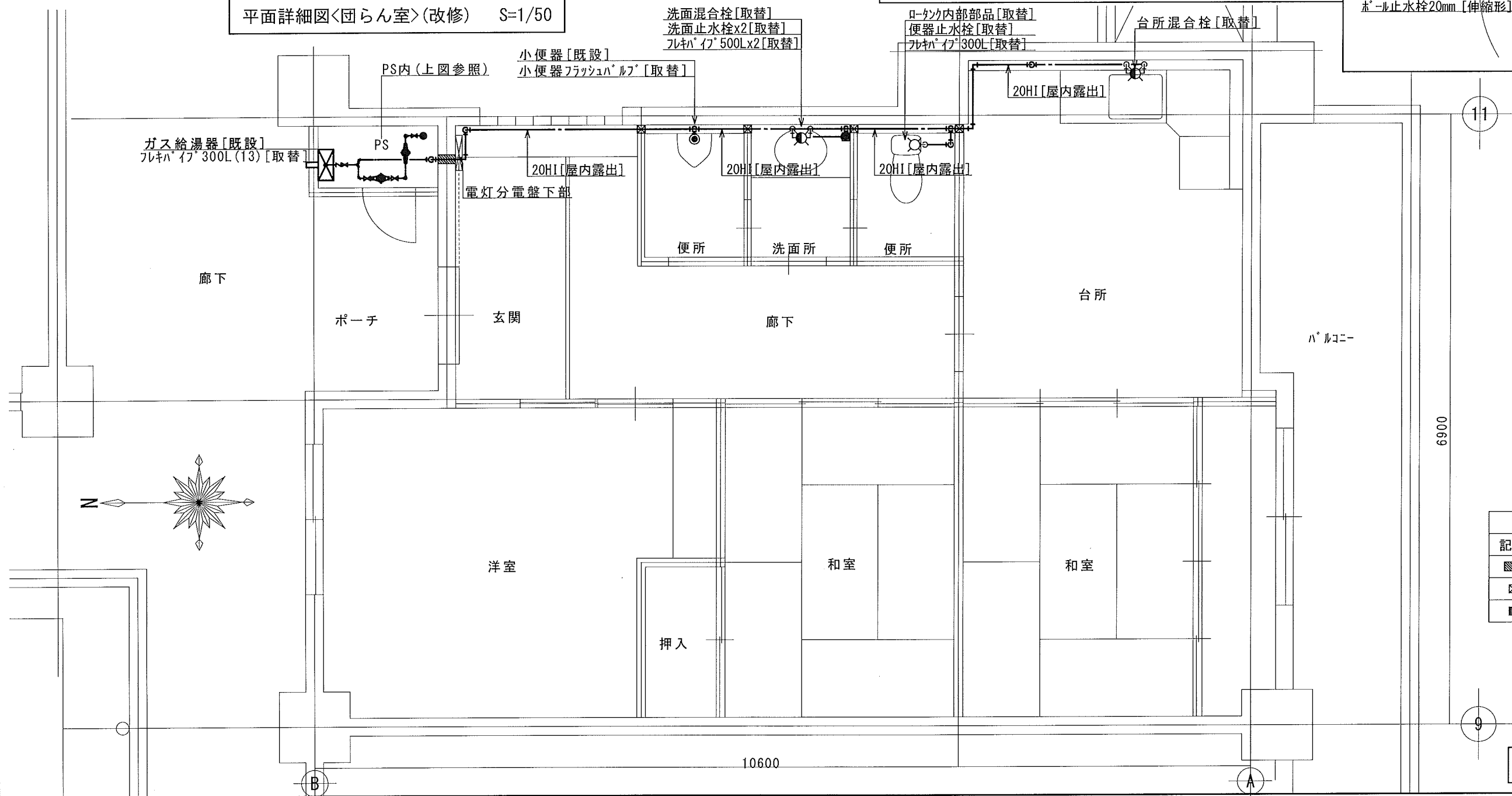
PS内平面図(改修)

S=1/20



洗面給湯管は、止水栓から器具まで取替

平面詳細図<団らん室>(改修) S=1/50

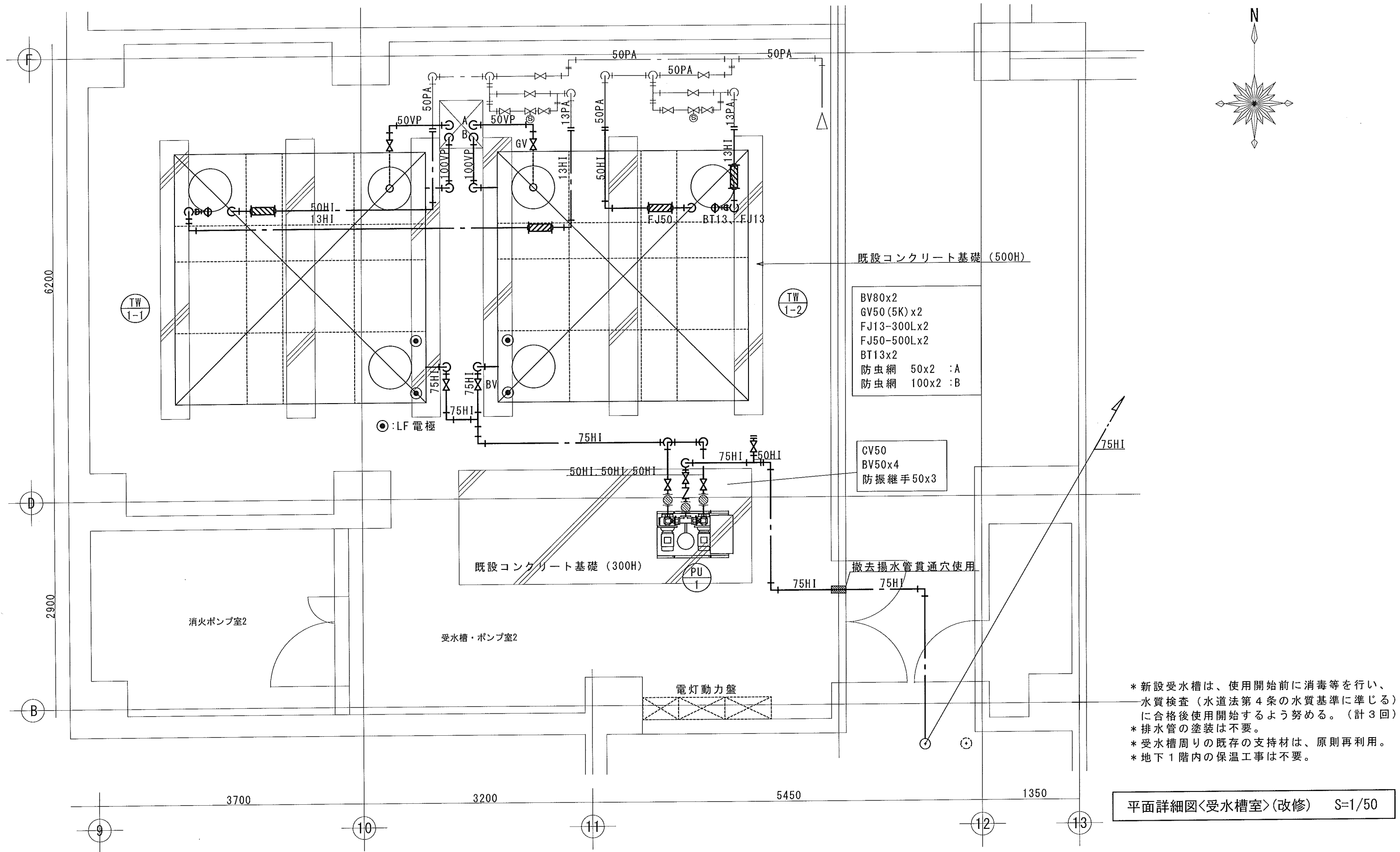


凡 例	
記号	名称
斜線	RC壁貫通75φ及び補修
点線	木軸壁貫通75φ及び補修
点線	人造大理石貫通50φ及び補修

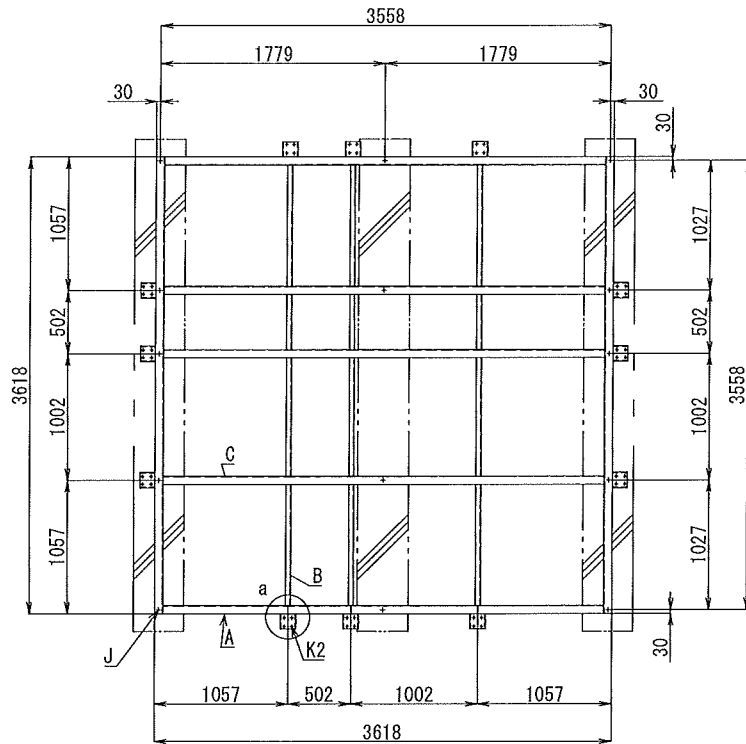
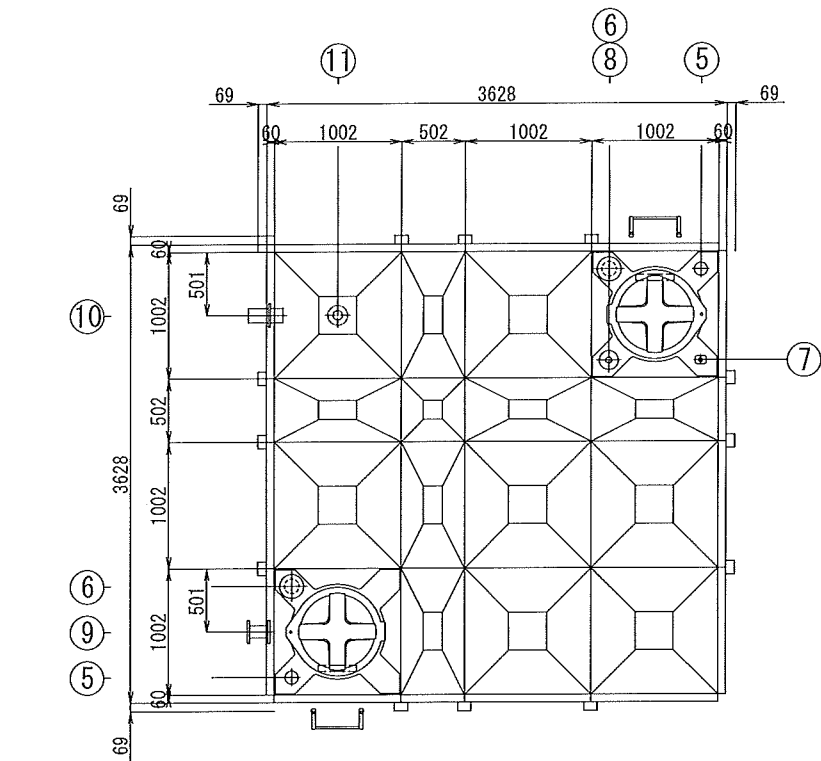
団らん室

変更 記事	京都市東九条市営住宅修繕工事			設計変更
	ただし、1号棟給水管改修工事			N0. 〇 枚の内
	平面詳細図<受水槽室> (改修)			令和 年 月
	令和7年6月 S=1/50			維持工事課

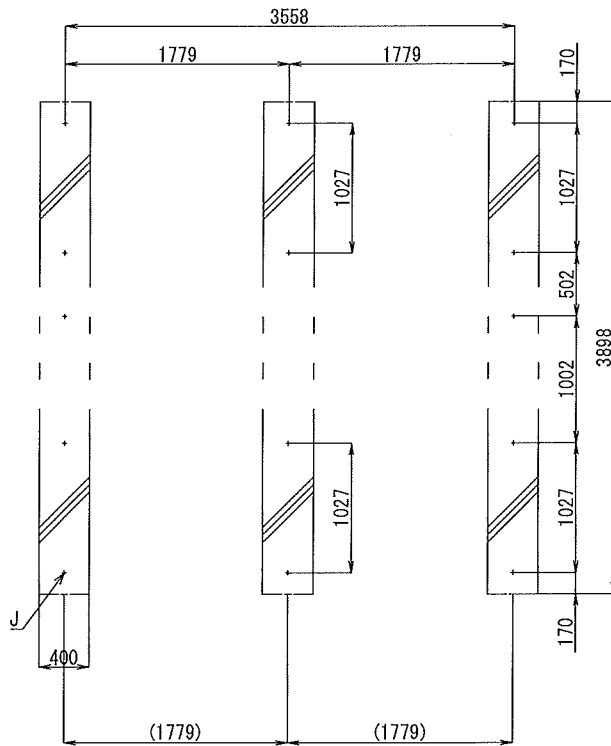
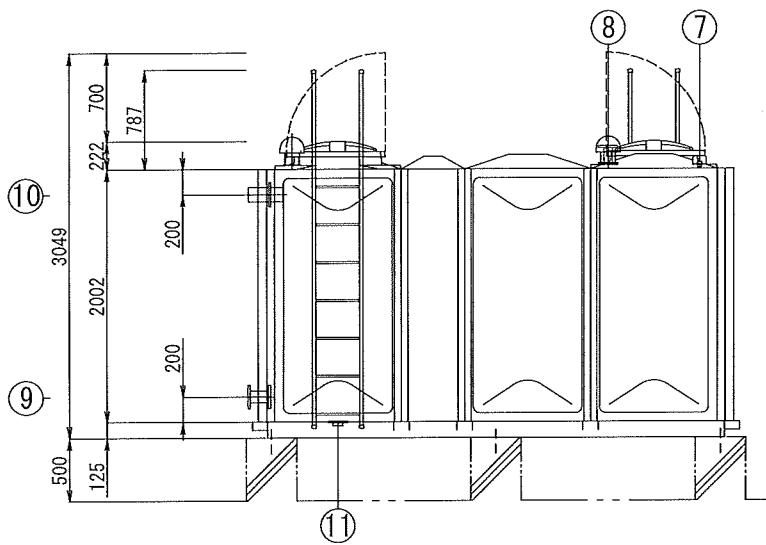
発注図



変更 記事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 41 枚の内	
		参考図<受水槽>（改修）	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月 S=1/60	令和 年 月 維持工事課	

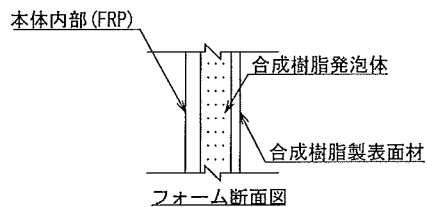
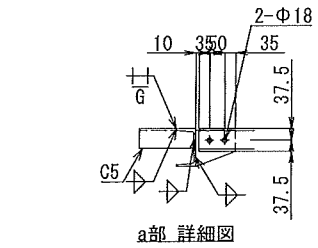
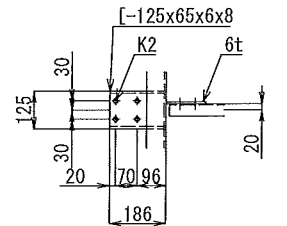


平架台図
※鋼材の接続は基礎で行うこと



アンカーボルト位置図
()内は基礎寸法

部材表	
A	[$\sim$ 125x65x6x8
B	[$\sim$ 75x40x5x7
C	[$\sim$ 125x65x6x8
K1	-----
K2	48- Φ 16 フレーム取付ボルト孔 (・支持M12)
K3	-----
J	14- Φ 15 アンカーボルト孔 (+指示M12x145L 接着系SUS)



- 建築基準法施行令改正 耐震基準適合
- 国土交通省告示平成22年第243号適合
- 水道法・食品衛生法・藻類増殖防止技術指針適合
- 組立ボルト：SUS仕様
気相部ブラコート仕様
- 架台：溶融亜鉛メッキ仕様

- ボックスフレーム構造（外部補強方式）
- 複合板形
- 水平震度 1.0G

品番	名称	材質	寸法	数量	備考
11	排水口	FC	50A	1	内ネジ/コア付
10	オーバーフロー	PVC	100A	1	平貫通 パイプ
9	出水口	FC+N	80A	1	JIS10kF
8	流入口	FC+N	50A	1	JIS10kF 内TSF付
7	ボールタップ	BC	20A	1	内ネジ BC-PL
6	通気口	ABS	100A	2	防虫網付
5	電極座	PVC	50A	2	PF2内ネジ透明防波筒 Φ 80 0.6m付
4	外はしご	STK	W375xP300	2	溶融亜鉛メッキ
3	内はしご	PVC	W300xP300	2	
2	マンホール	FRP	Φ 600	2	密閉式 内蓋付
1	本体	FRP		1	

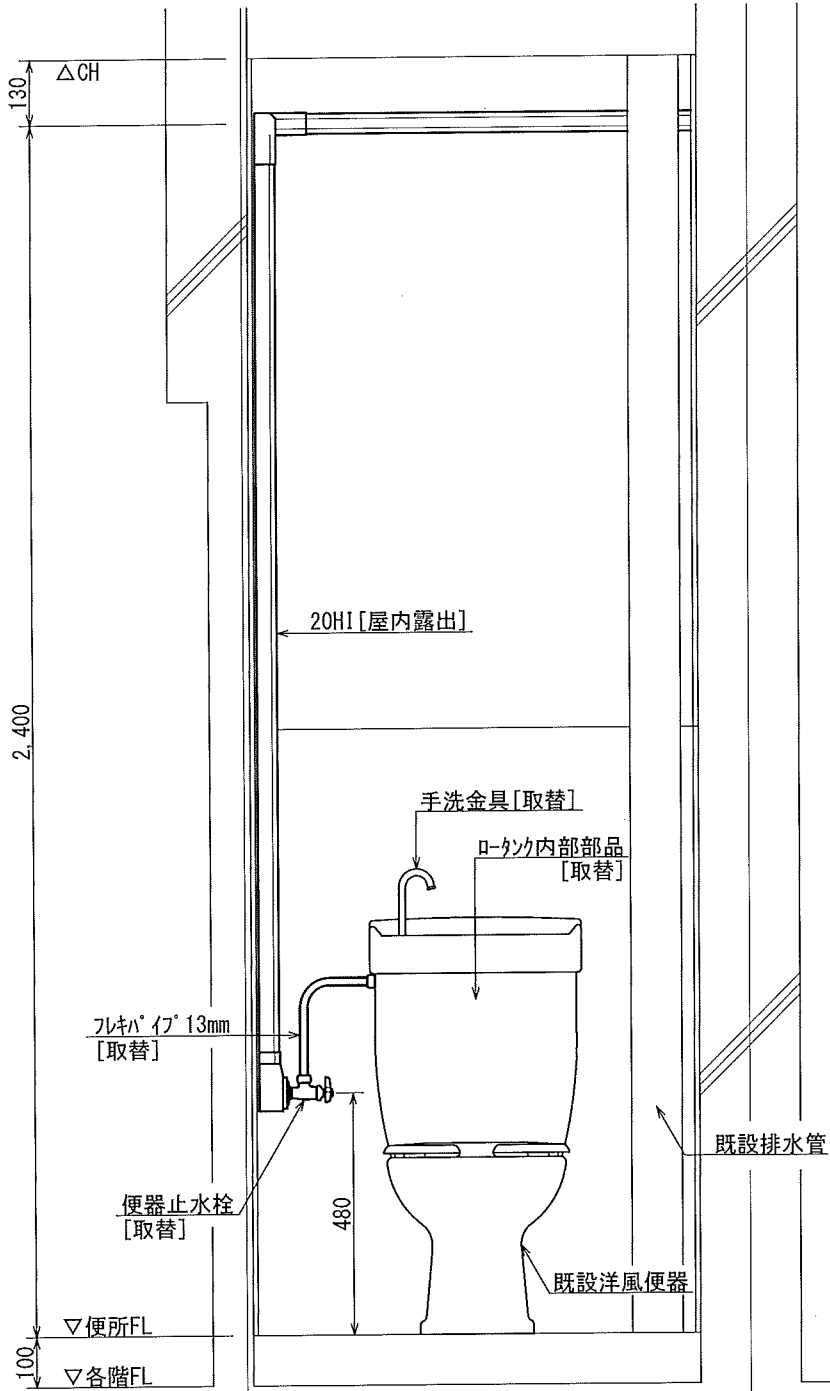
変更 記事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 22 41 枚の内	
		部分詳細図[住戸]〈便所・台所〉（改修）	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月 S=1/15	維持工事課	
			令和 年 月	

特記事項

1. 本図は配管経路の一例とし、住戸内のレイアウトに応じて適宜調整して施工すること。
2. 住戸内に瞬間湯沸器が設置されていない場合は、フレキパイは取り付けないで、止水栓にキャップ等で管端を塞ぐ。
3. 配管に必要となる木製壁及び石膏ボード等の穿孔は本工事にて行い、プレートやコーキング等にて補修すること。
4. 水切台に設置されている台所水栓及び湯沸し止水栓を撤去した際の穴は、円形のステンレス製プレート等にて処理すること。
5. 便所床配管撤去跡は化粧プラグを取付ける。

住戸内部分詳細図 [住戸]〈便所〉(改修)

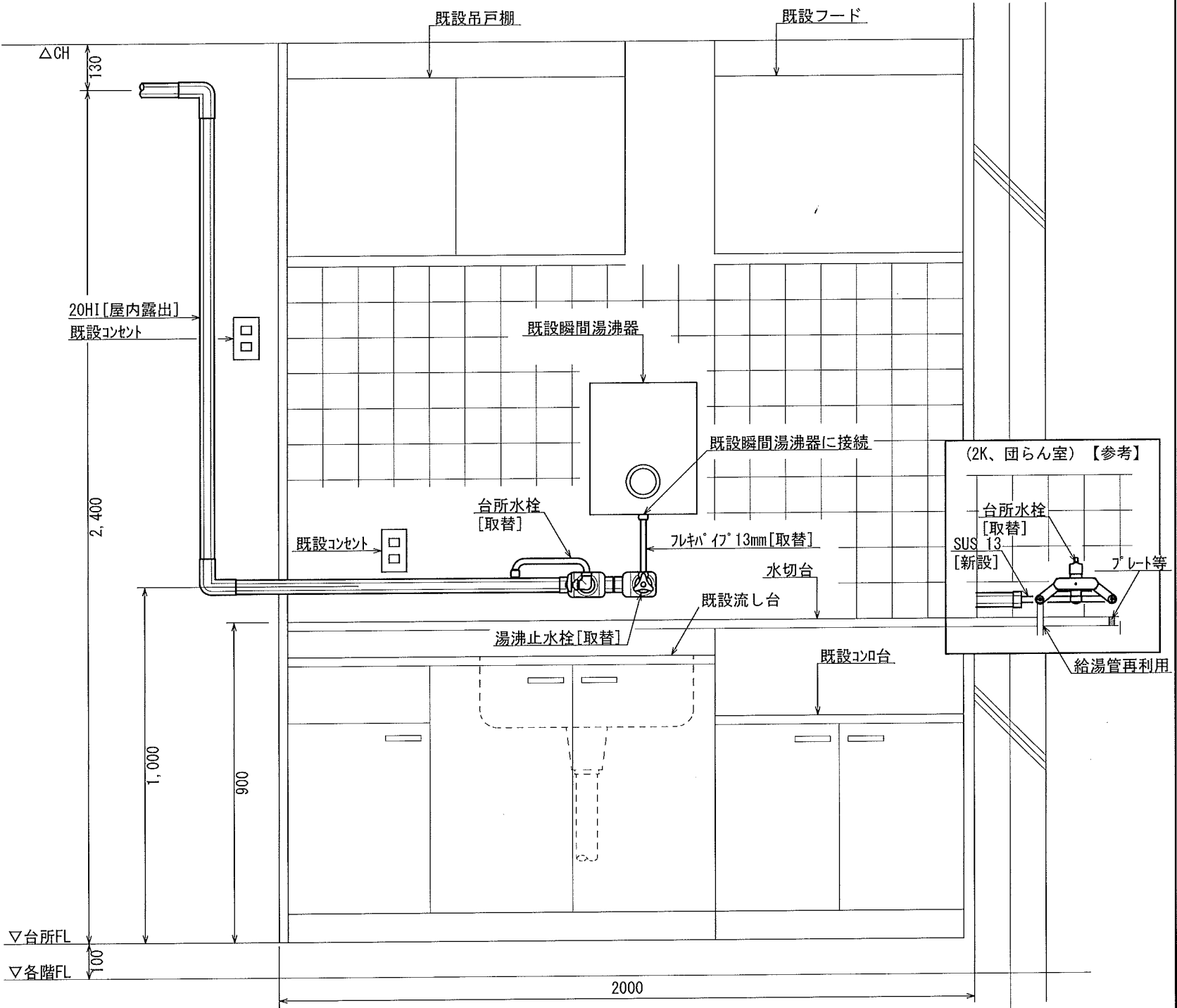
S=1/15



正面図

住戸内部分詳細図 [住戸等]〈台所〉(改修)

S=1/15



正面図

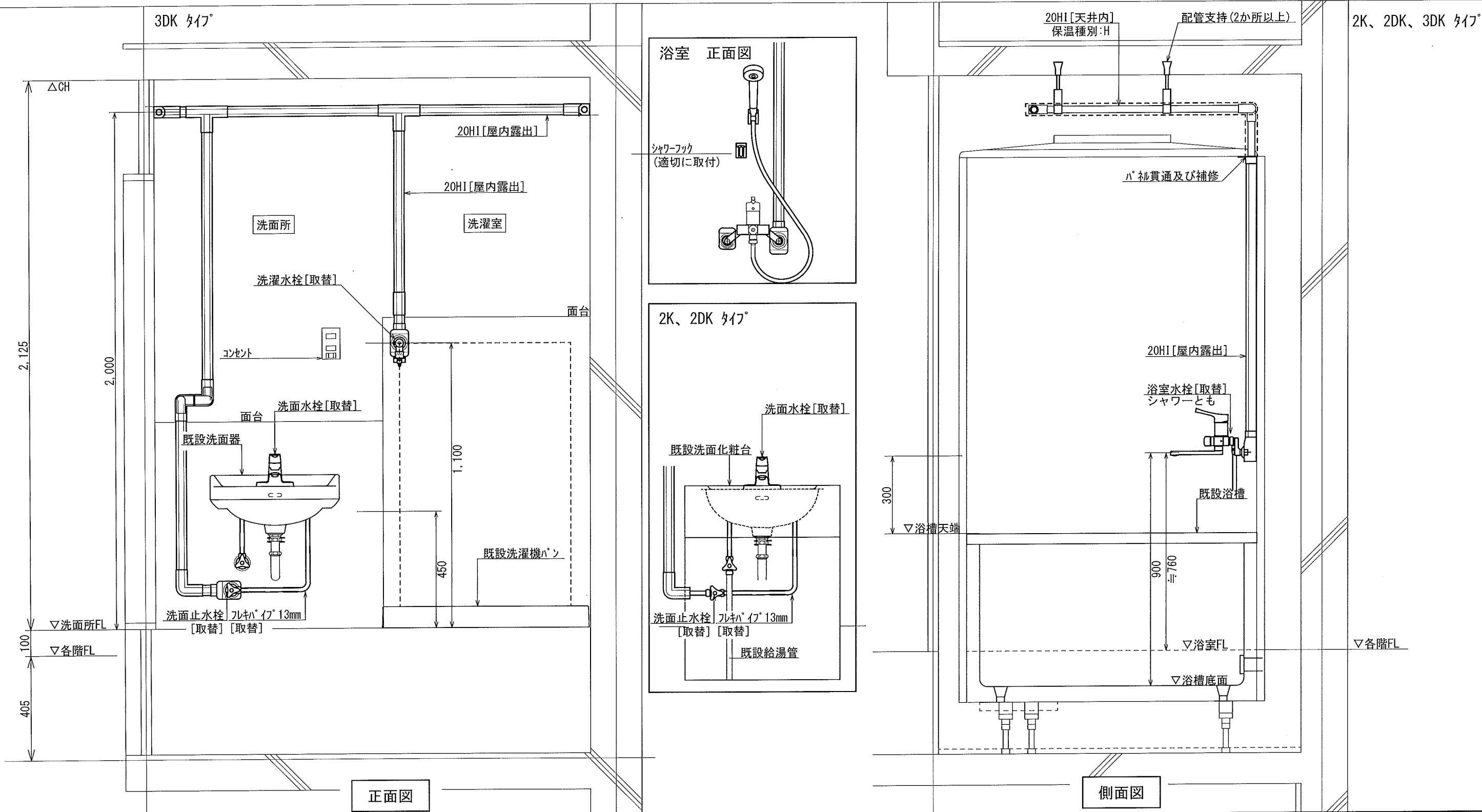
変更 記事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	N0. 23 41 枚の内	
		部分詳細図[住戸]〈浴室・洗面所〉(改修)	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月 S=1/15	令和 年 月 維持工事課	

特記事項

1. 本図は配管経路の一例とし、住戸内のレイアウトに応じて適宜調整して施工すること。
2. 配管に必要となる木製板、壁及び石膏ボード等の穿孔は本工事にて行い、プレートやコーキング等にて補修すること。
3. 面台への配管は、現場にあった施工を行うこと。
4. 化粧台内の配管は、保温不要とする。

住戸内部分詳細図[住戸] 〈浴室・洗面所・洗濯室〉(改修)

S=1/15



変更 記 事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	N0. 24 41 枚の内	
		PS展開図[1号棟]〈現況・共用部①〉	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月 S= 1/20	令和 年 月 維持工事課	

PS展開図 [1号棟]〈現況〉

PS展開図 (6階) [1号棟]〈共用部工事〉

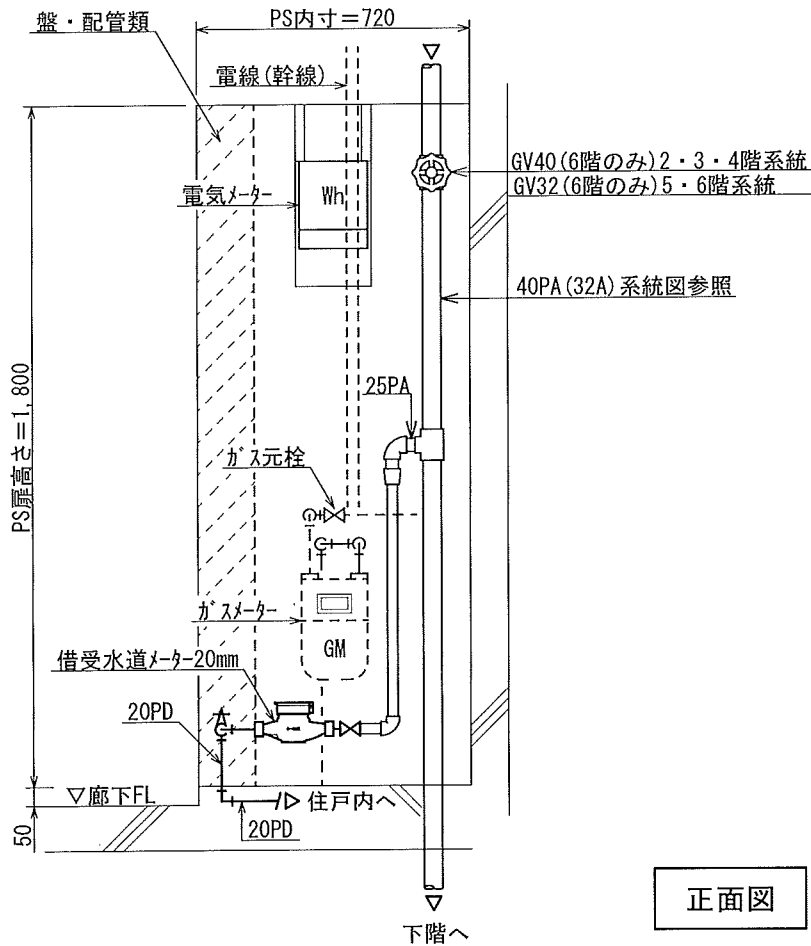
S=1/20

特記事項

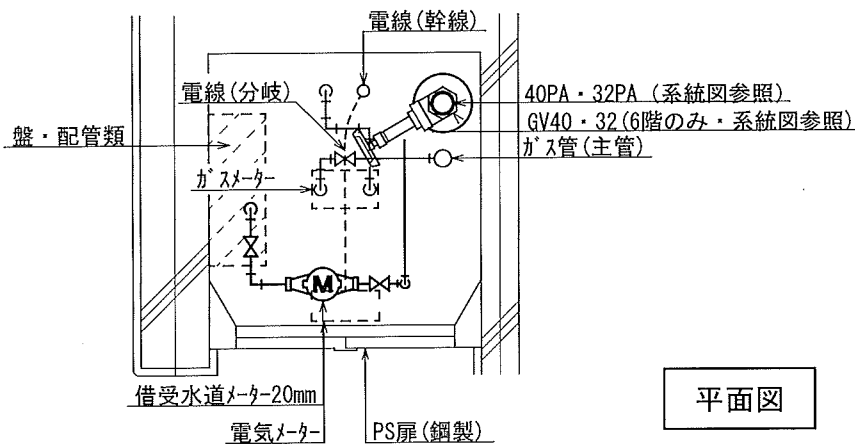
特記事項

- 本図は、PS内設備の一例であり、施工にあたっては、適宜調整して行うこと。
- 事前調査時にPS内を入居者が物置として使用している場合は、施工予定日までに荷物の移動を入居者へ依頼すること。ただし、施工時に荷物が存置している場合は、入居者の承諾を得て受注者が移動すること。

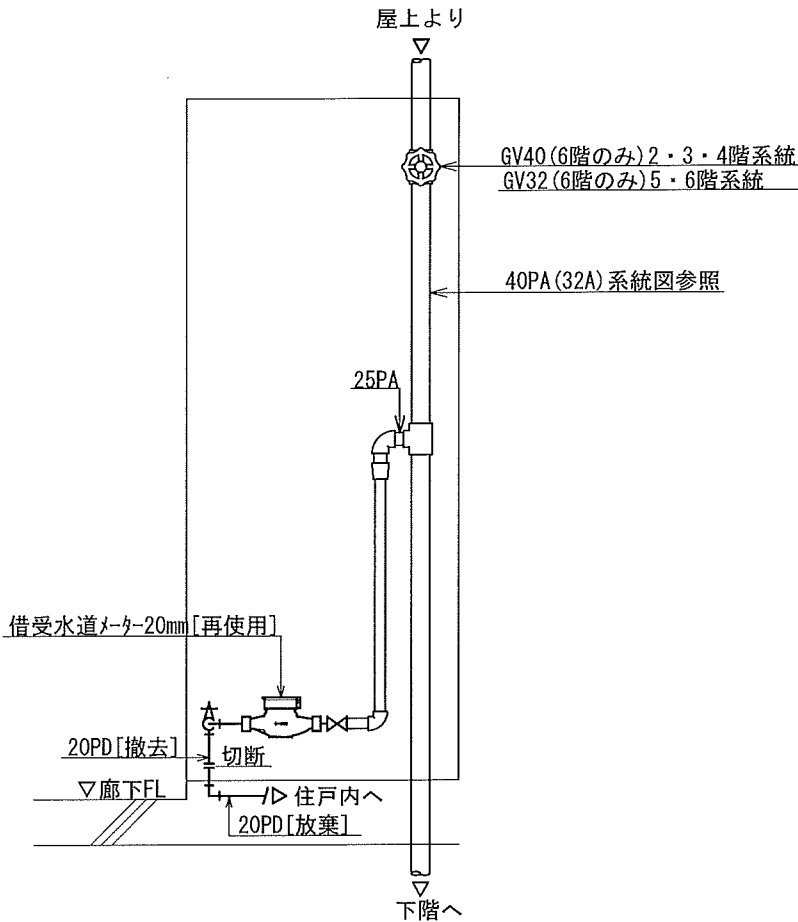
- 本工事は住戸内工事に先立ち、PS内(共用部)に設置されている給水立管の改修を行うものである。
- 本図はPS内設備のうち、給水管のみ図示する。
- 本図は、PS内配管の一例であり、施工にあたっては、適宜調整して行うこと。
- 借受水道メーターに取付られている保温カバーは再使用するため、施工中に破損しない様に注意すること。
- 配管施工後に耐圧試験(1.0MPaの水圧を5分間加圧)を実施し、水圧低下が無い事を確認すること。
なお、耐圧試験の内容・結果(加圧直後と加圧後5分経過時点の指示圧の写真を含む)について、報告書を作成し監督員へ提出すること。
- 最上階に設置する吸排気弁用のドリ立管の設置位置は、PS内に設置されている他の設備に支障のない位置とすること。



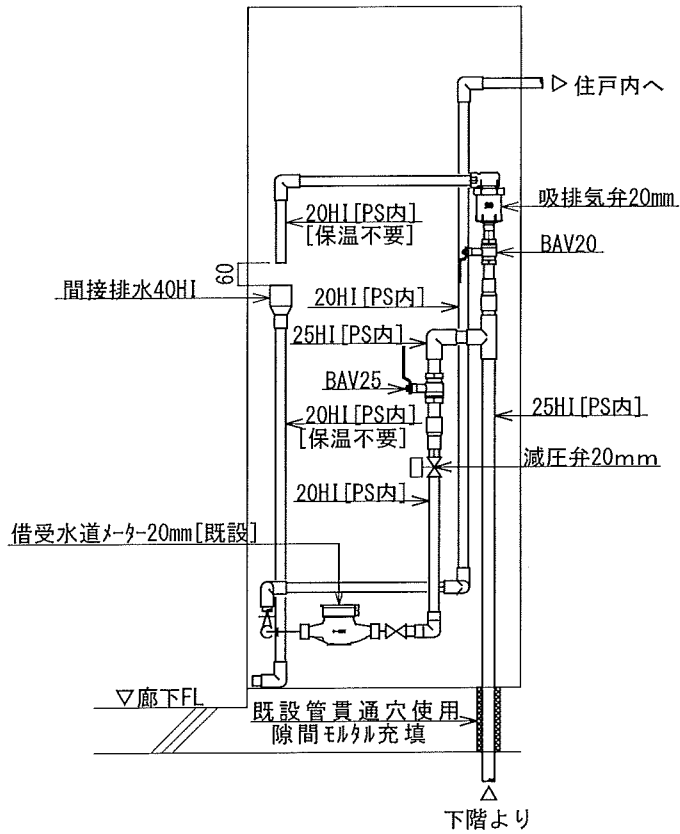
正面図



平面図



撤去図

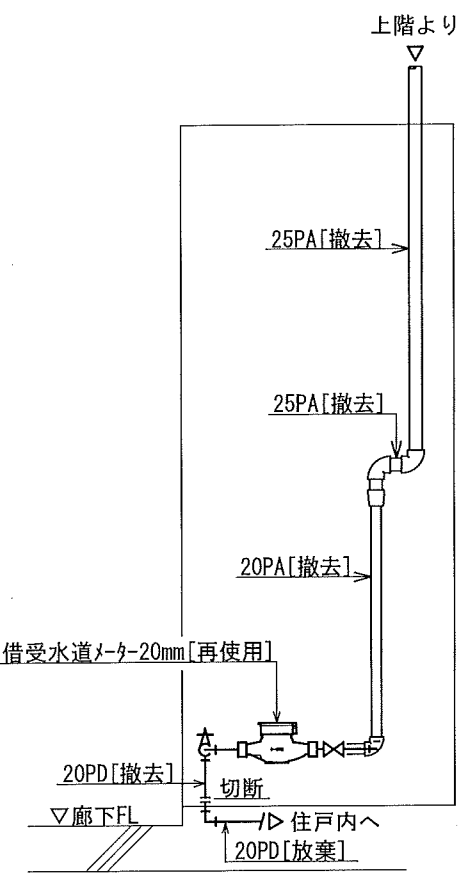
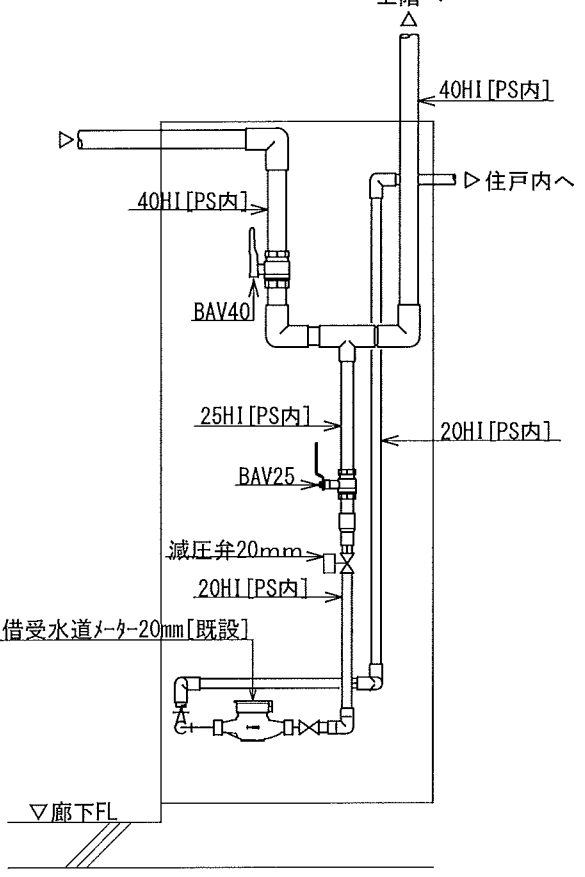
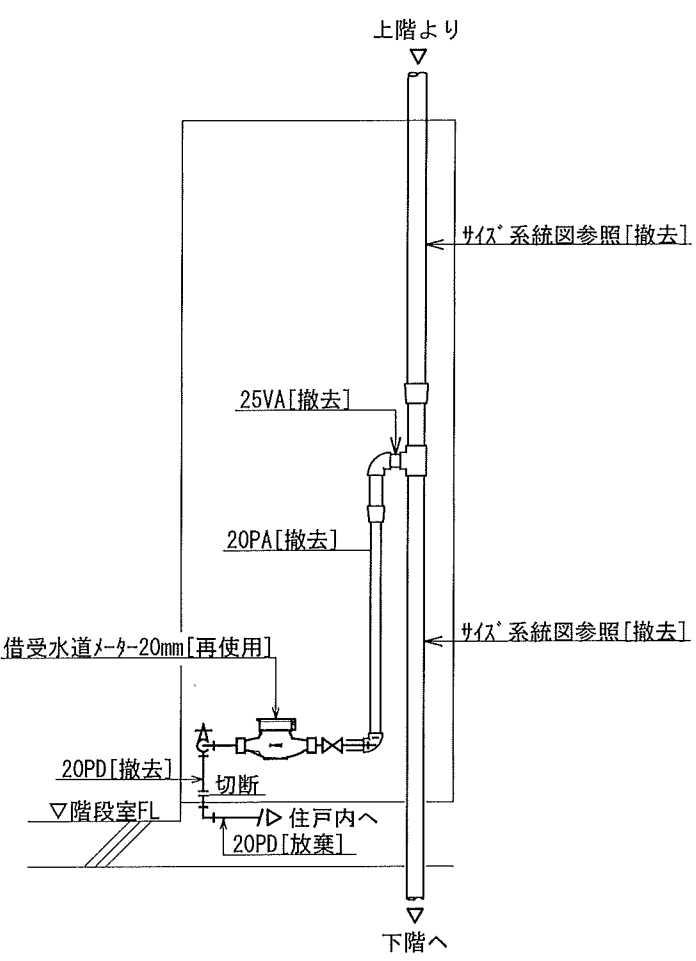
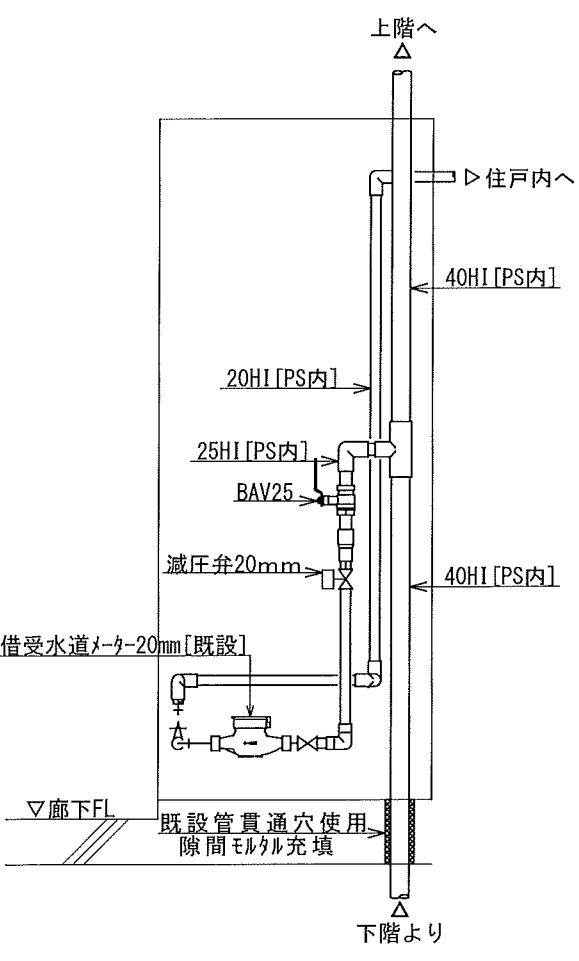


改修図

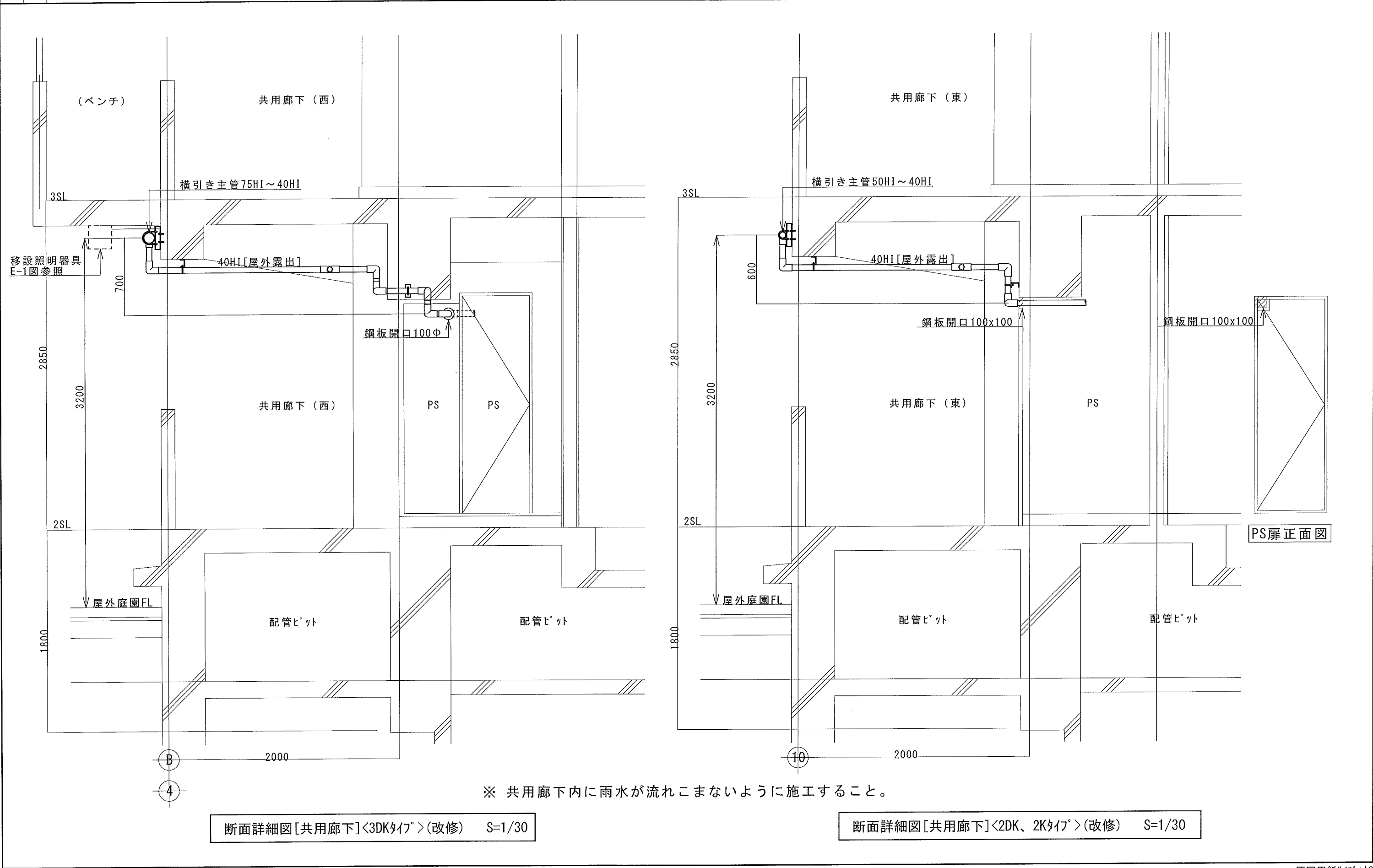
変更 記 事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	N0. 25 41 枚の内	
		PS展開図[1号棟]〈共用部②〉	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月	S=1/20 維持工事課	

特記事項

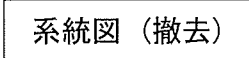
- PS内(共用部)に設置されている給水立管の改修を行うものである。
 - 本図はPS内設備のうち、給水管のみ図示する。
 - 本図は、PS内配管の一例であり、施工にあたっては、適宜調整して行うこと。
 - 借受水道メー-に取付られている保温が-は再使用するため、施工中に破損しない様に注意すること。
 - 最上階に設置する吸排気弁用のド-レ立管の設置位置は、PS内に設置されている他の設備に支障のない位置とすること。
 - 配管施工後に耐圧試験(1.0MPaの水圧を5分間加圧)を実施し、水圧低下が無い事を確認すること。
- なお、耐圧試験の内容・結果(加圧直後と加圧後5分経過時点の指示圧の写真を含む)について、報告書を作成し監督員へ提出すること。

PS展開図(2階) [1号棟]〈共用部〉	S=1/20	PS展開図(3～5階) [1号棟]〈共用部〉	S=1/20
 上階より 25PA[撤去] 25PA[撤去] 20PA[撤去] 借受水道メ-々-20mm[再使用] 20PD[撤去] 切断 ▽廊下FL ▽住戸内へ 20PD[放棄] 撤去図	 上階へ 40HI[PS内] ▽住戸内へ 40HI[PS内] BAV40 25HI[PS内] 20HI[PS内] BAV25 減圧弁20mm 20HI[PS内] 借受水道メ-々-20mm[既設] ▽廊下FL 改修図	 上階より 25VA[撤去] 20PA[撤去] 借受水道メ-々-20mm[再使用] 20PD[撤去] 切断 ▽階段室FL ▽住戸内へ 20PD[放棄] 下階へ 撤去図	 上階へ ▽住戸内へ 40HI[PS内] 20HI[PS内] 25HI[PS内] BAV25 減圧弁20mm 40HI[PS内] 借受水道メ-々-20mm[既設] ▽廊下FL 既設管貫通穴使用 隙間モルタル充填 下階より 改修図

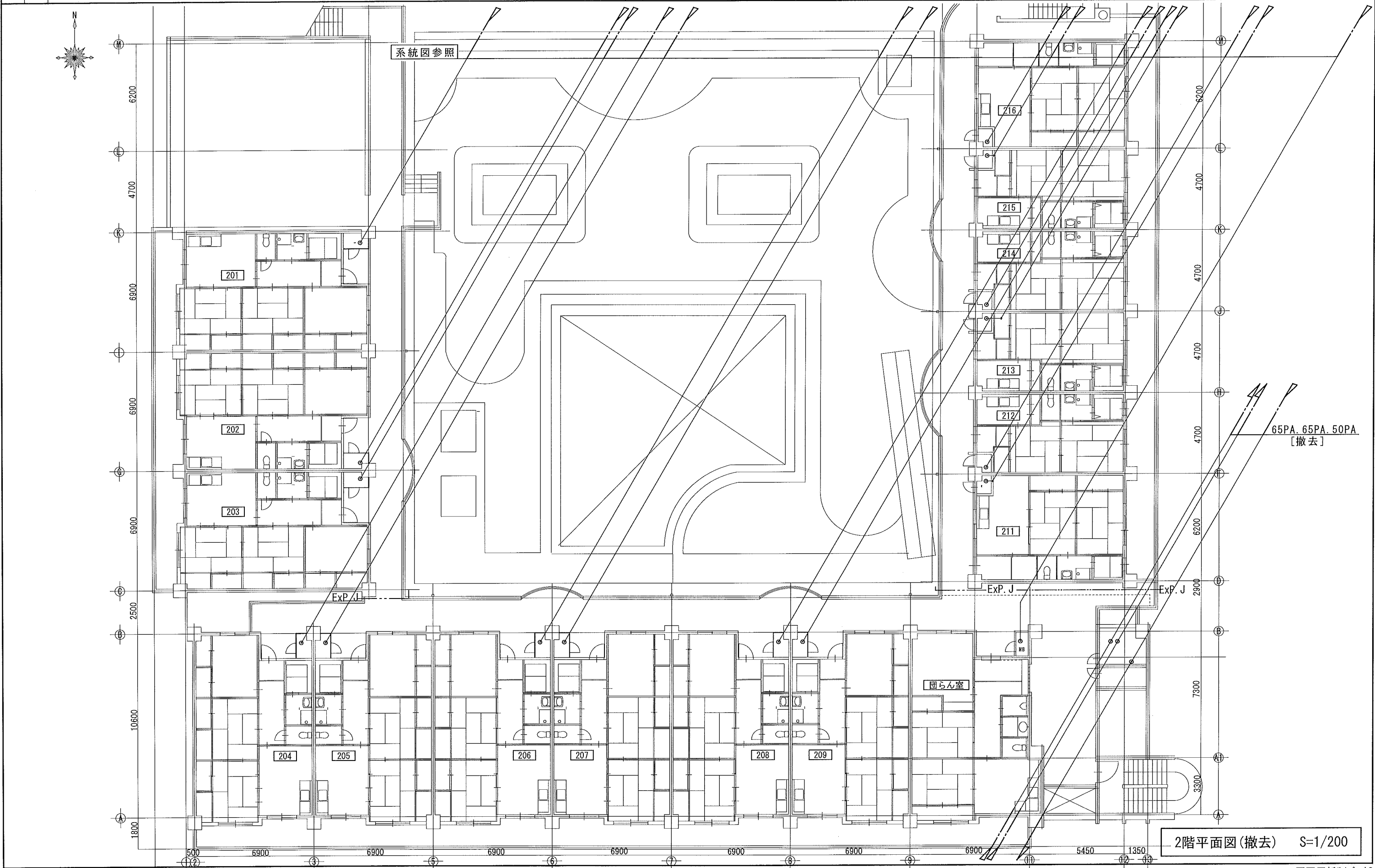
変更 記事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
		ただし、1号棟給水管改修工事	N0. 26 41 枚の内		N0. 枚の内
		断面詳細図<2階共用廊下配管>(改修)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和7年6月 S=1/30	維持工事課		

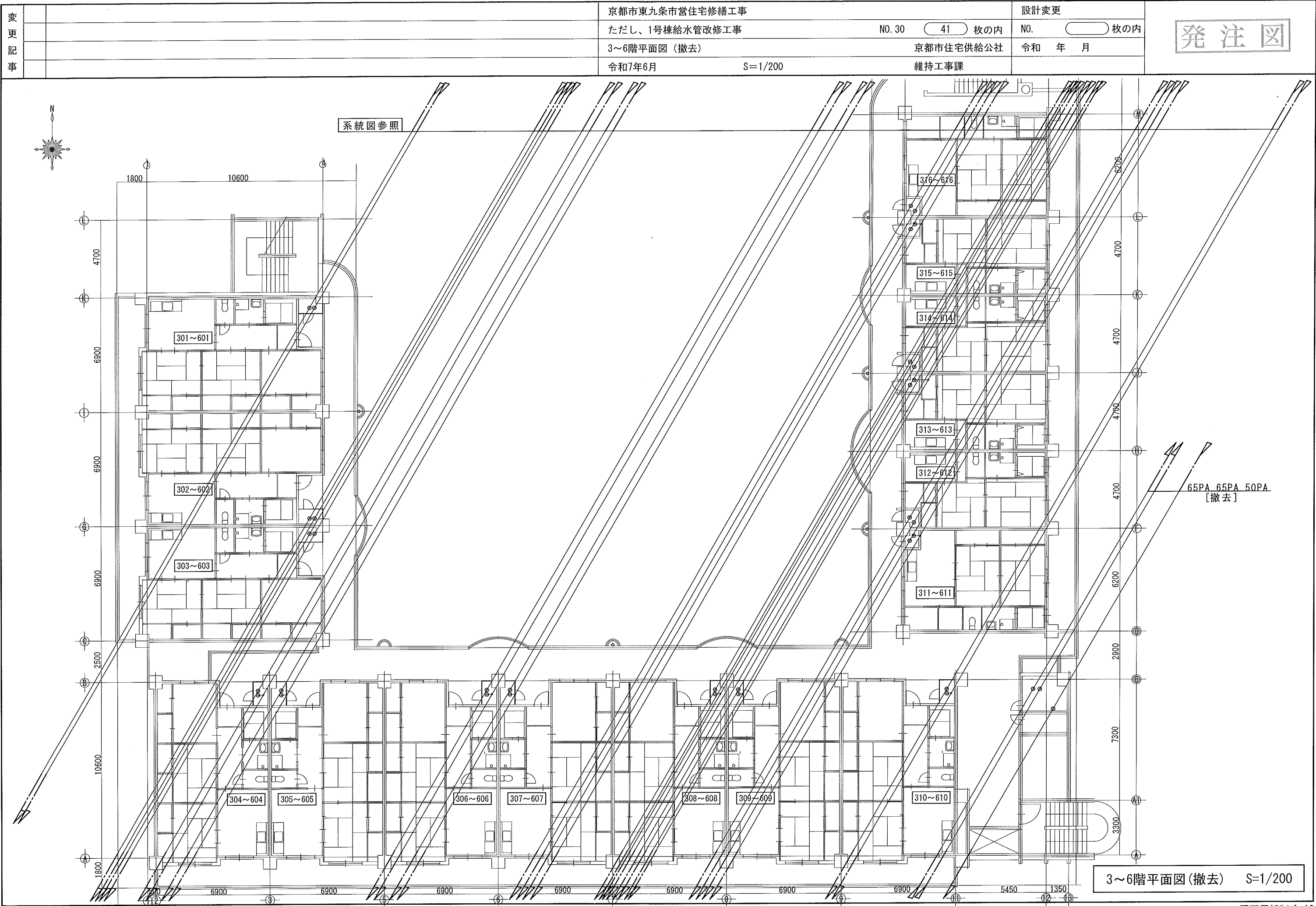


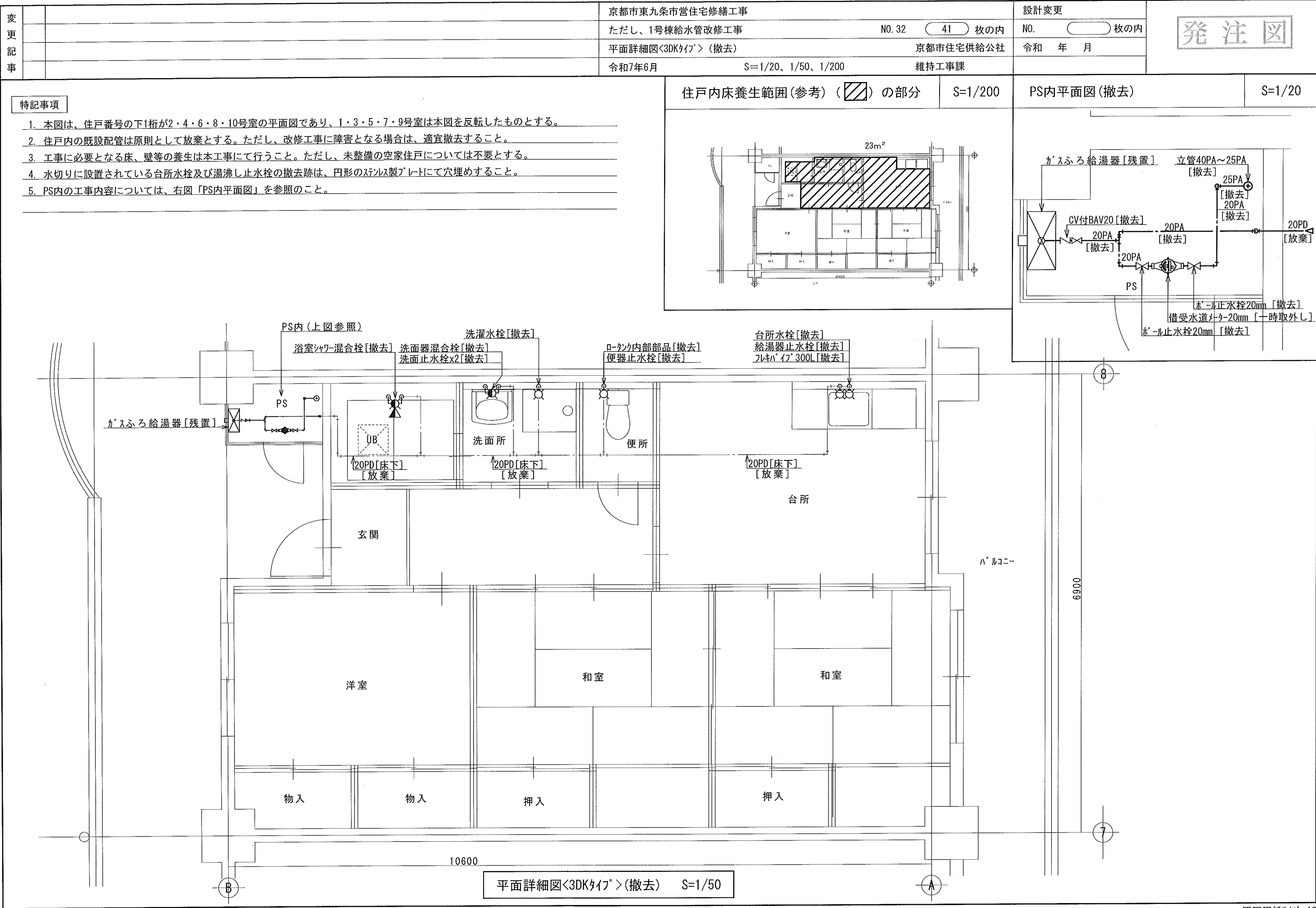
發注圖



変更 記事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	N0. 29 41 枚の内	
		2階平面図（撤去）	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月	令和 年 月	
		S=1/200	維持工事課	







変更 記 事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	N0. 34 41 枚の内	
		平面詳細図<2Kタイプ> (撤去)	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月	S=1/20、1/50、1/200 維持工事課	

特記事項

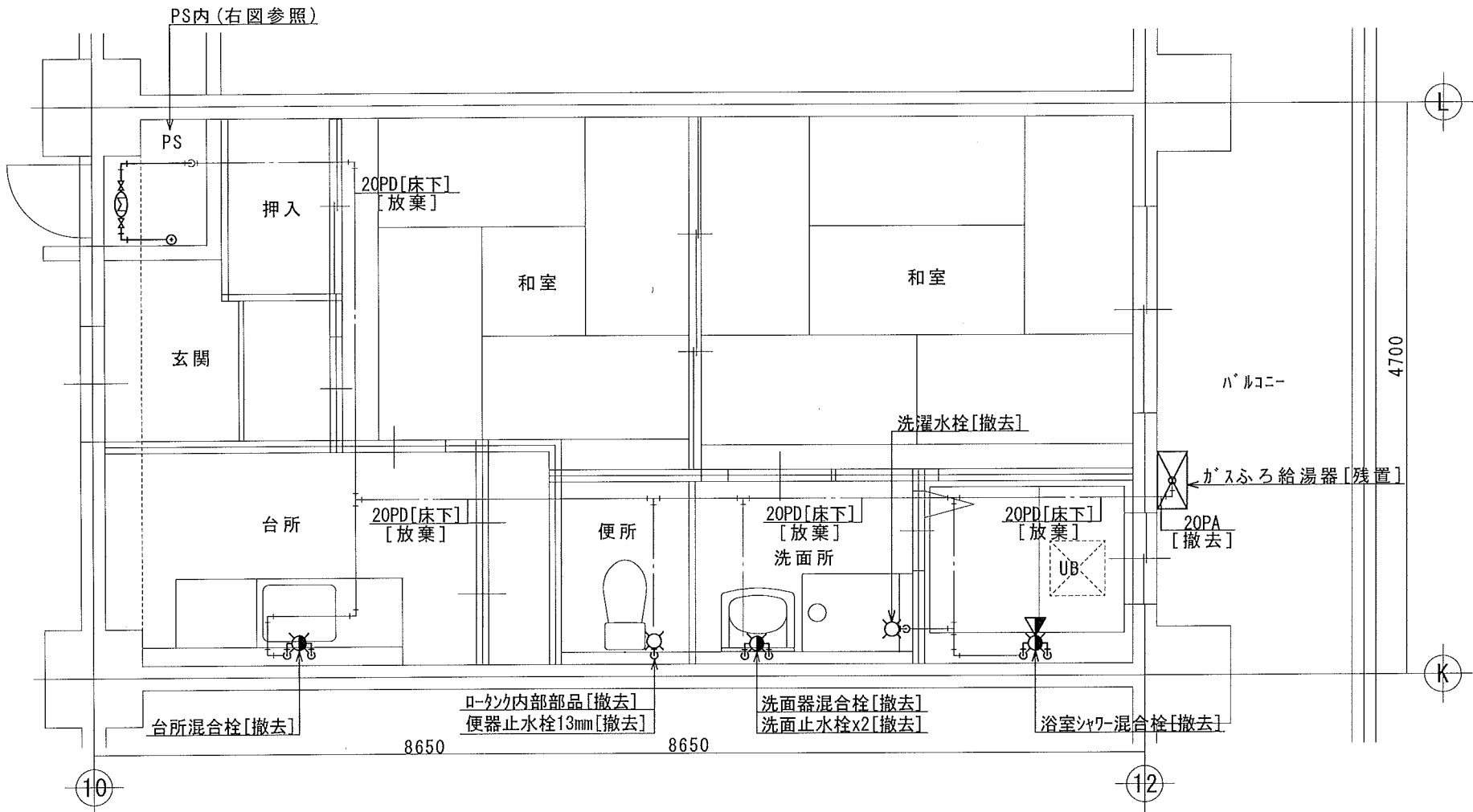
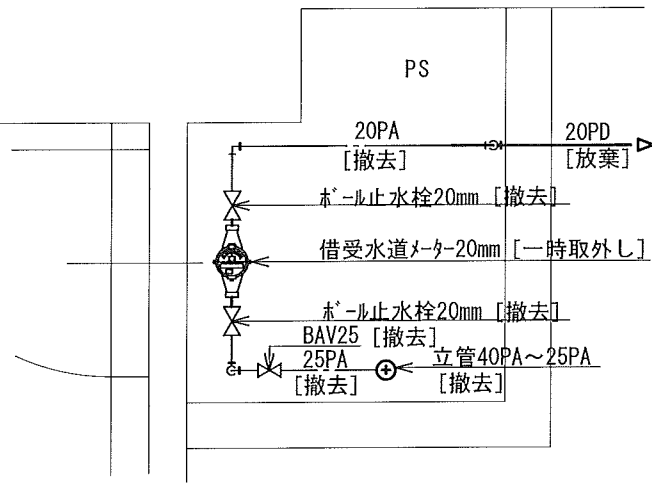
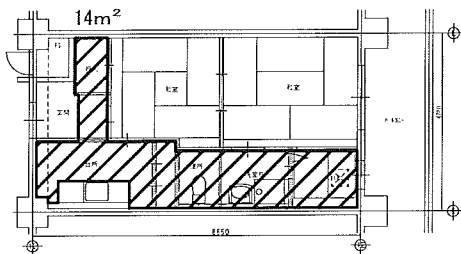
1. 本図は、住戸番号の下2桁が13・15号室の平面図であり、12・14号室は本図を反転したものとする。
2. 住戸内の既設配管は原則として放棄とする。ただし、改修工事に障害となる場合は、適宜撤去すること。
3. 工事に必要となる床、壁等の養生は本工事にて行うこと。ただし、未整備の空家住戸については不要とする。
4. 水切りに設置されている台所水栓及び湯沸し止水栓の撤去跡は、円形のステンレス製プレートにて穴埋めすること。
5. PS内の工事内容については、右図「PS内平面図(改修)」を参照のこと。

住戸内床養生範囲(参考) (斜線)の部分

S=1/200

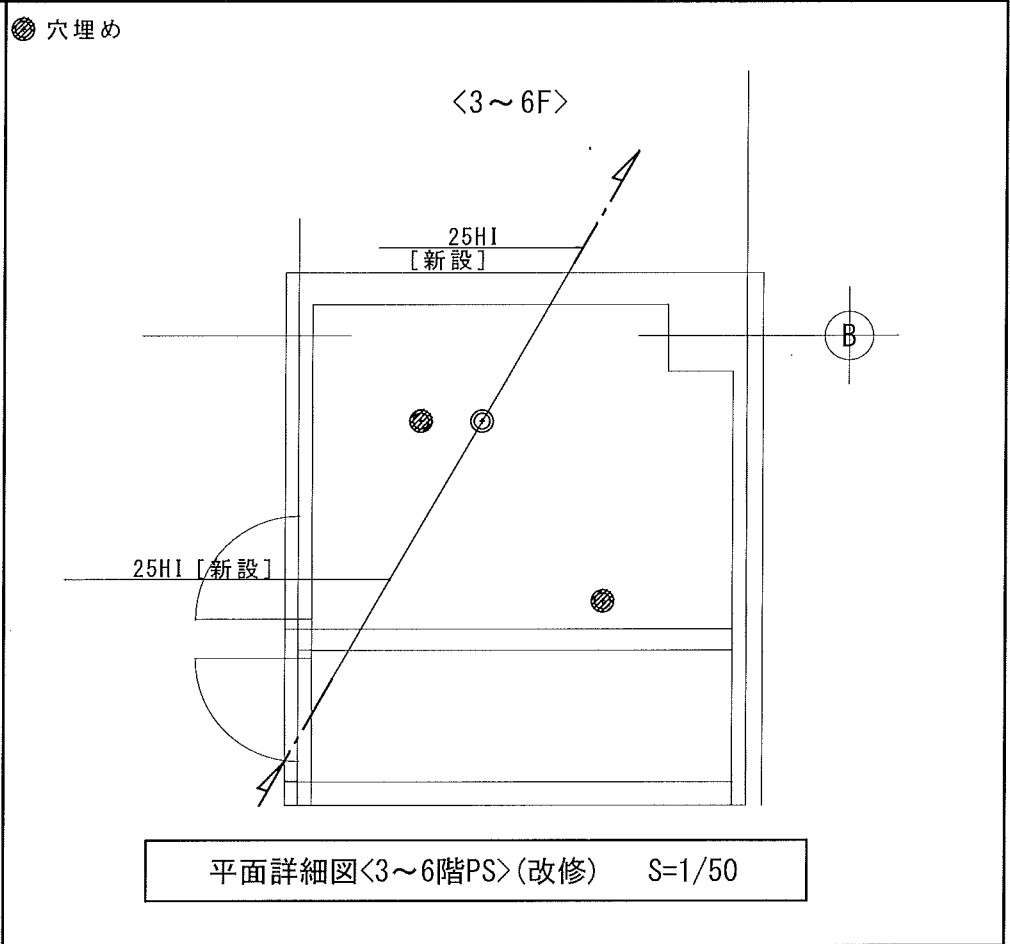
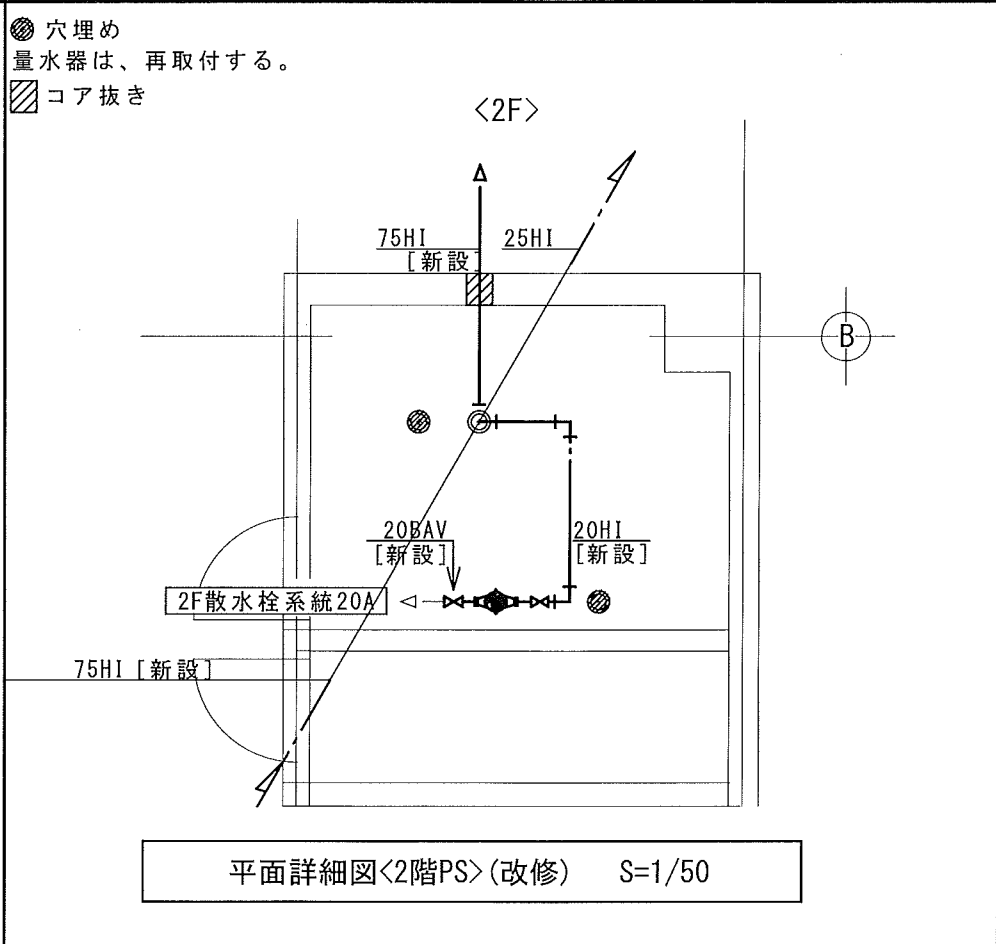
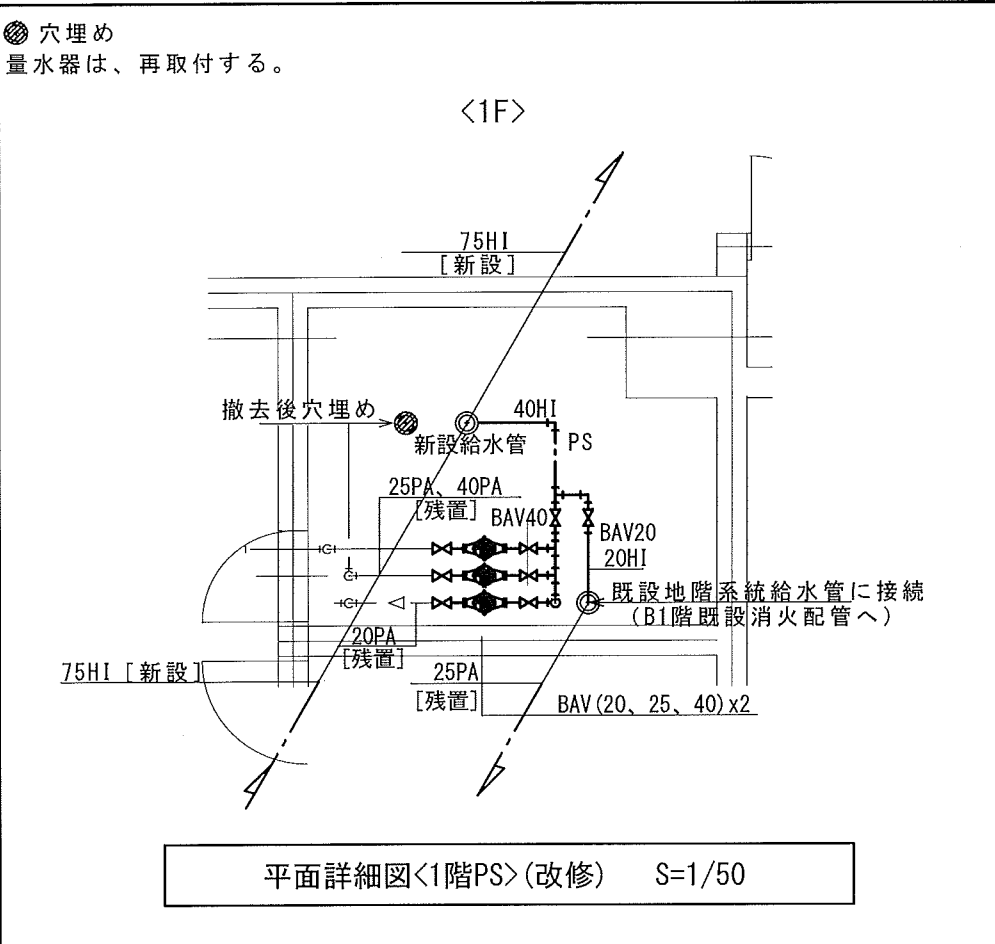
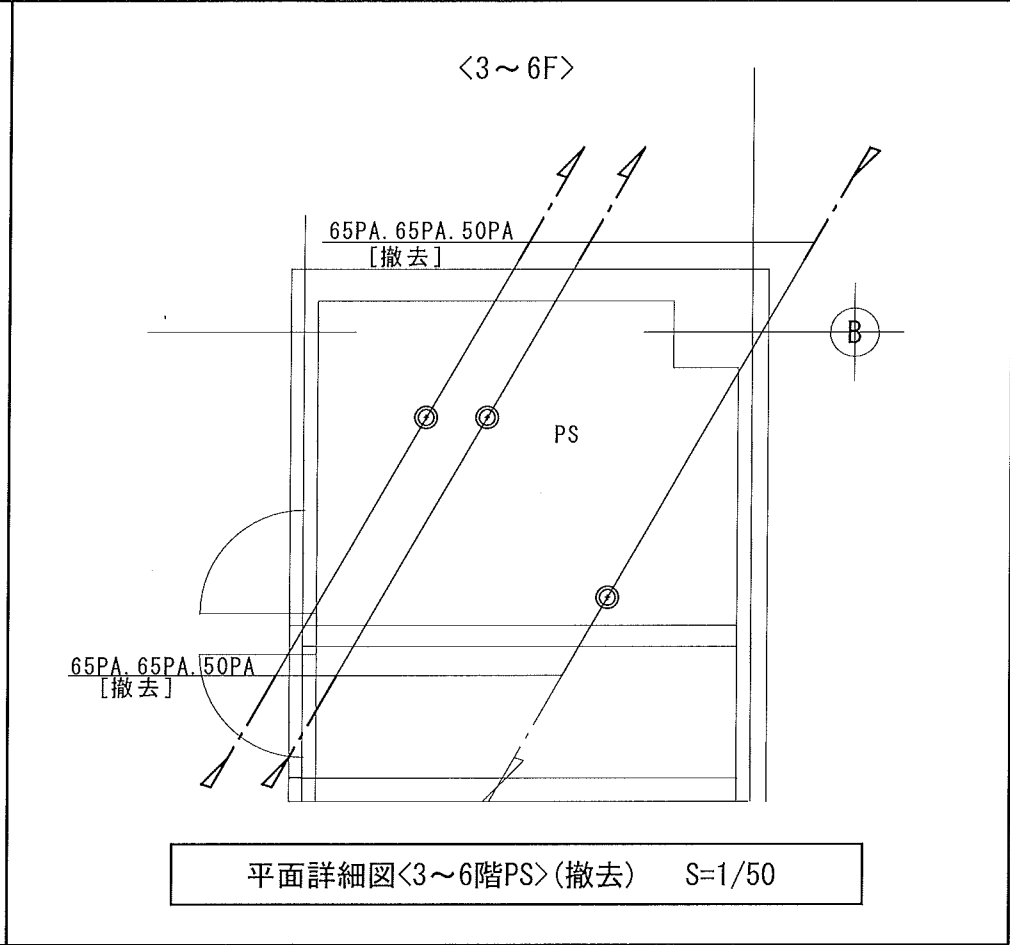
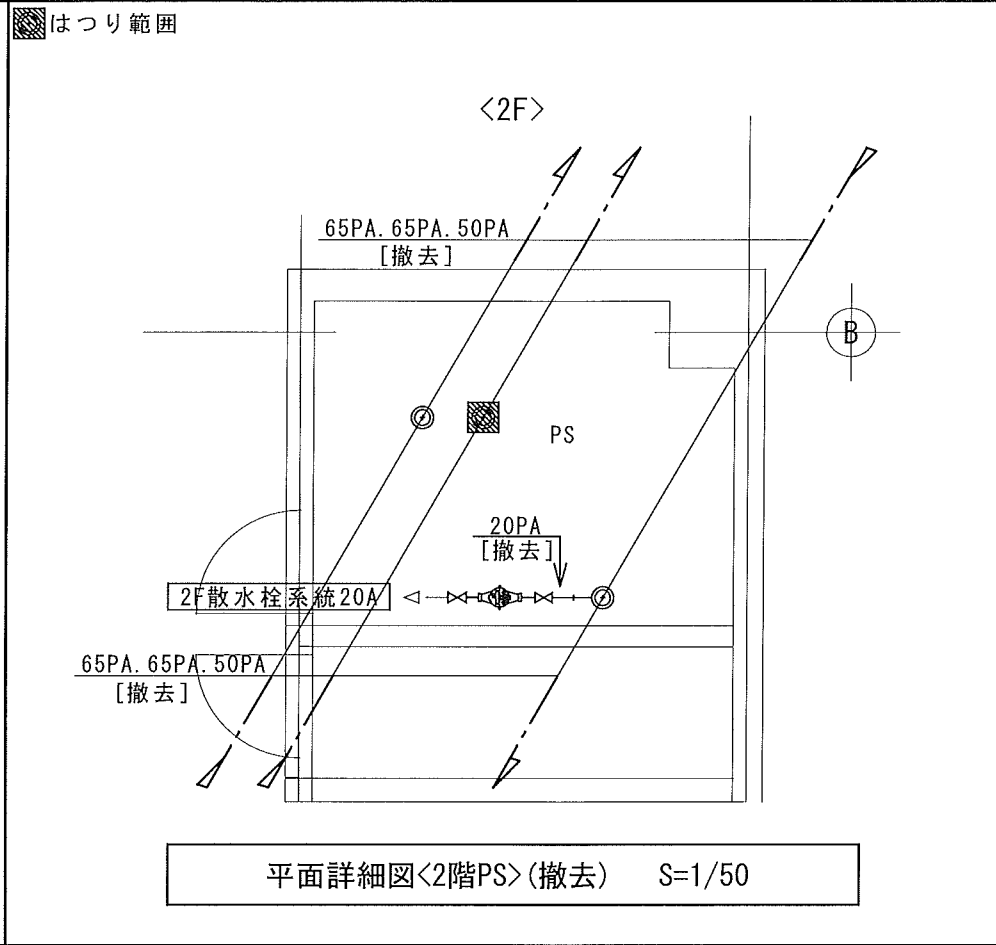
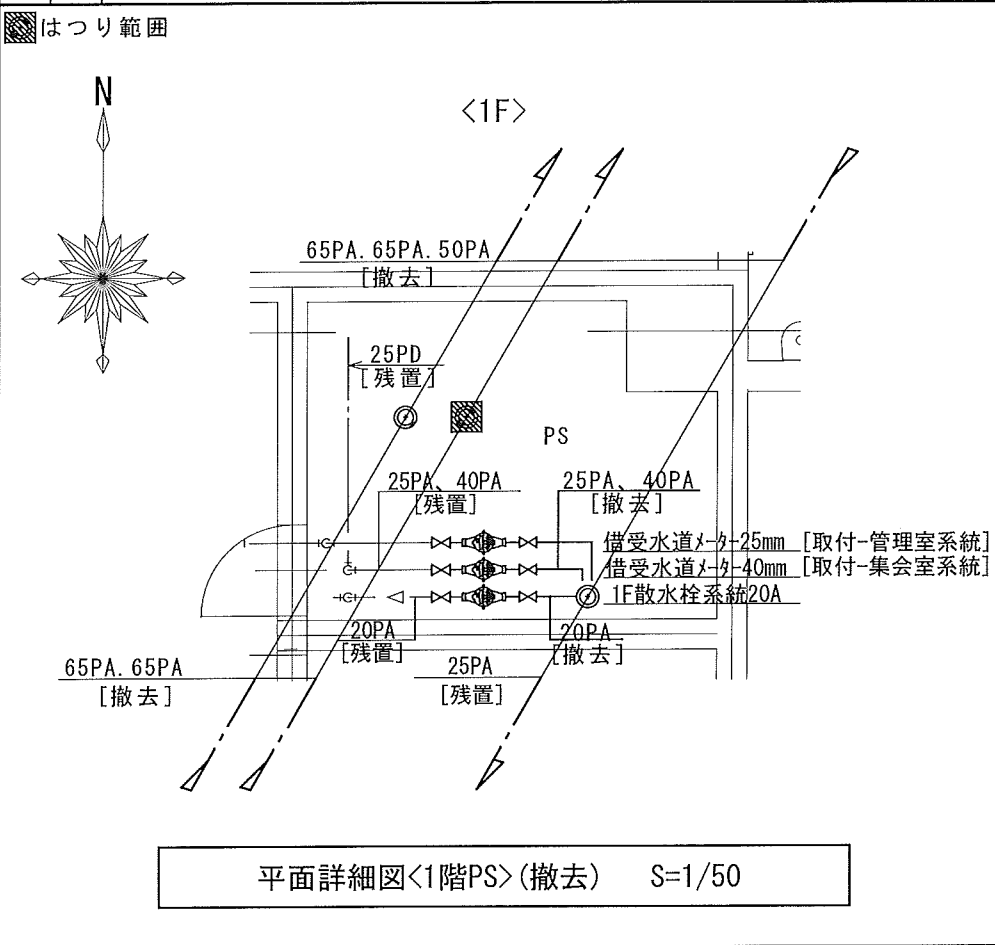
PS内平面図(改修)

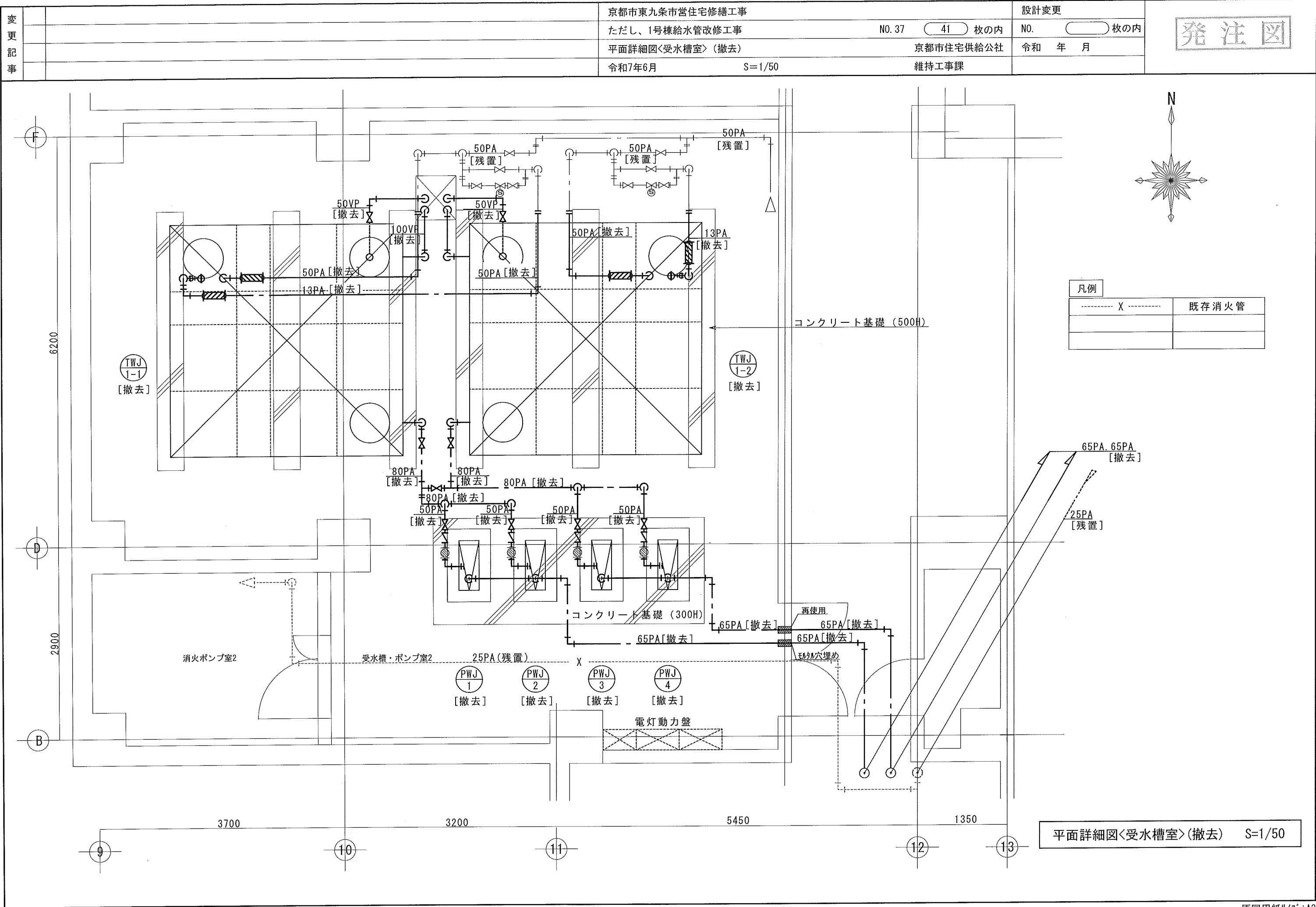
S=1/20



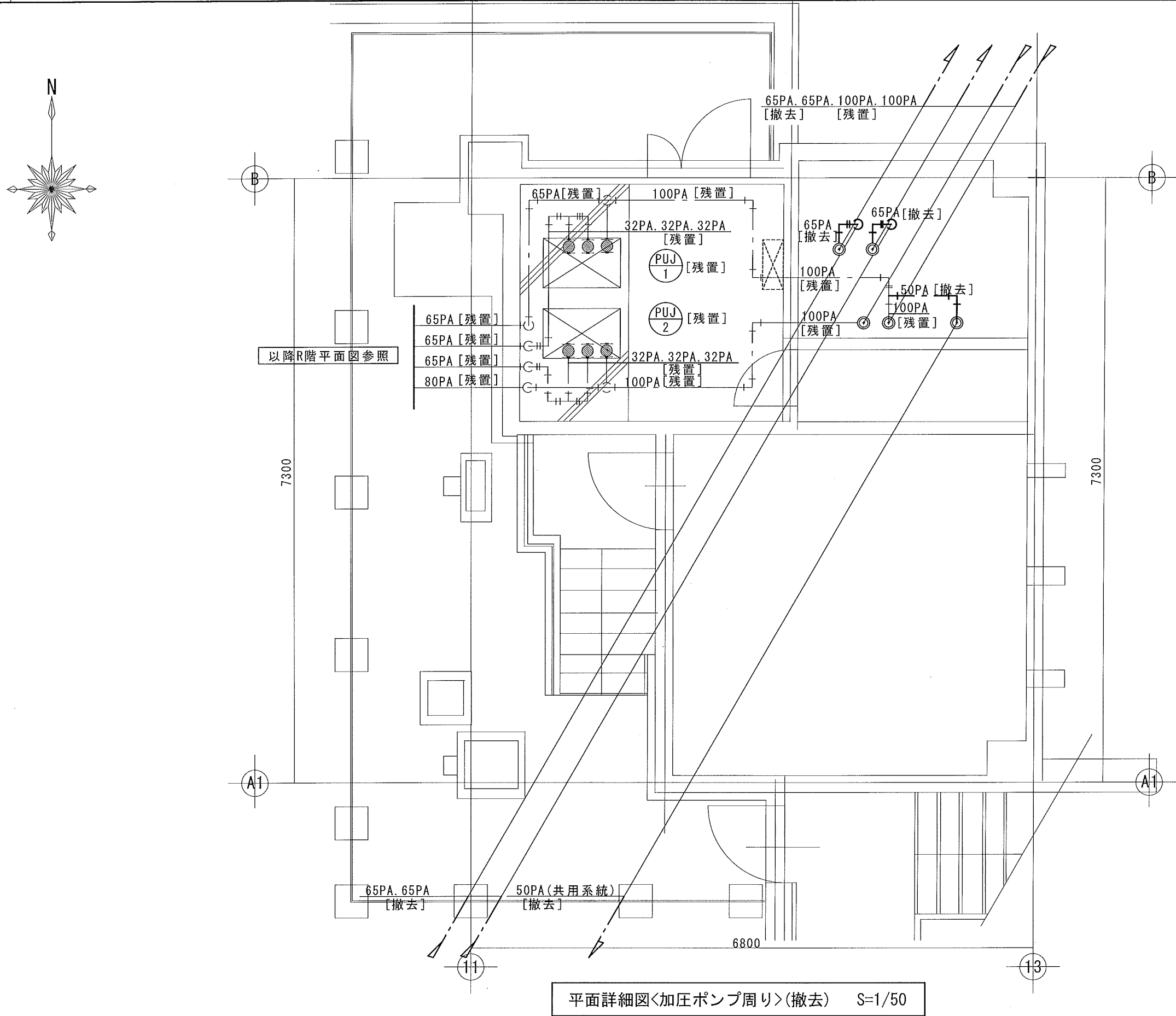
平面詳細図<2Kタイプ> (撤去) S=1/50

変更 記 事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 41 枚の内	
		平面詳細図<各階PS>（撤去・改修）	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月 S=1/50	維持工事課	

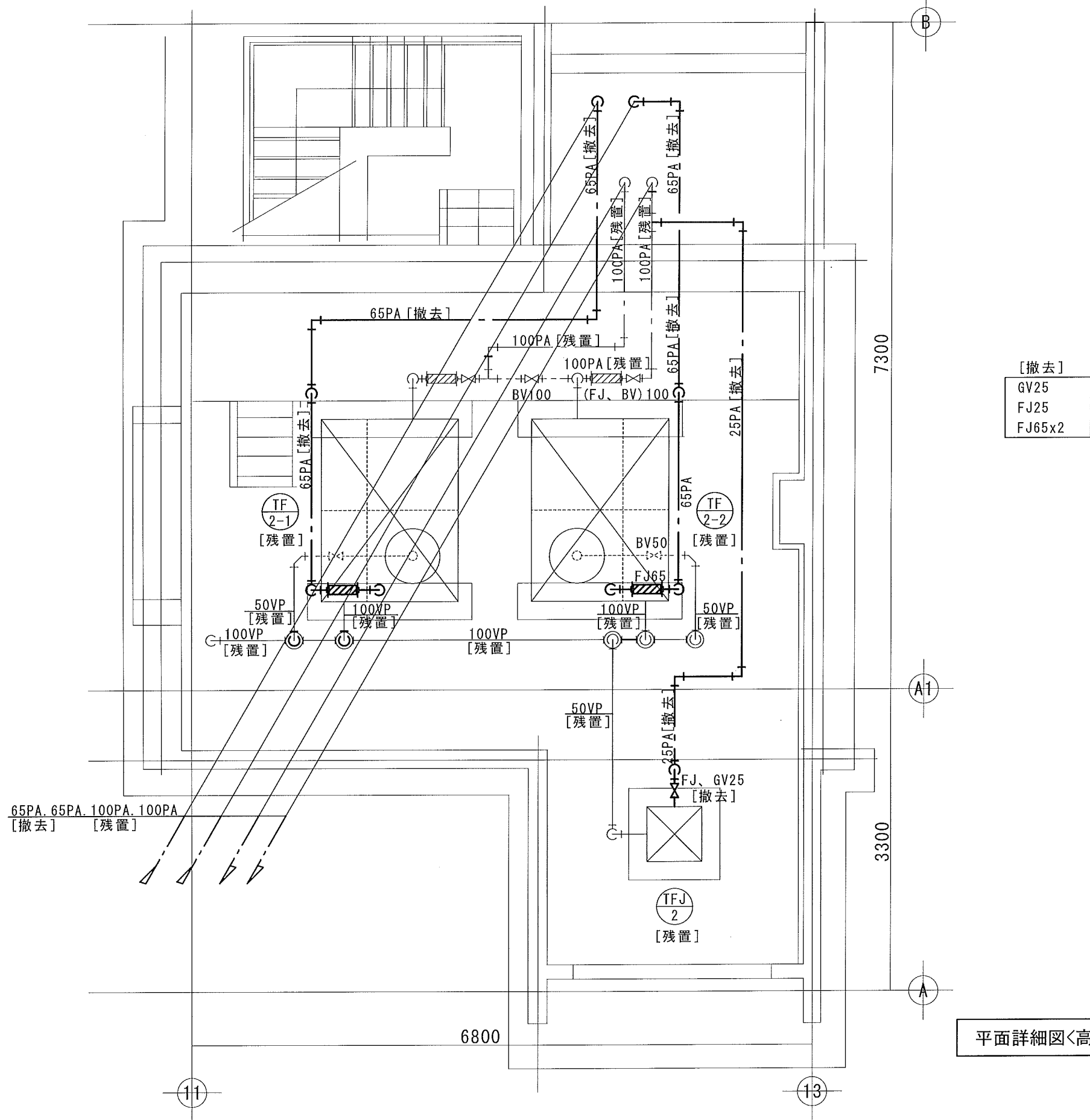
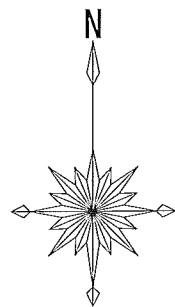




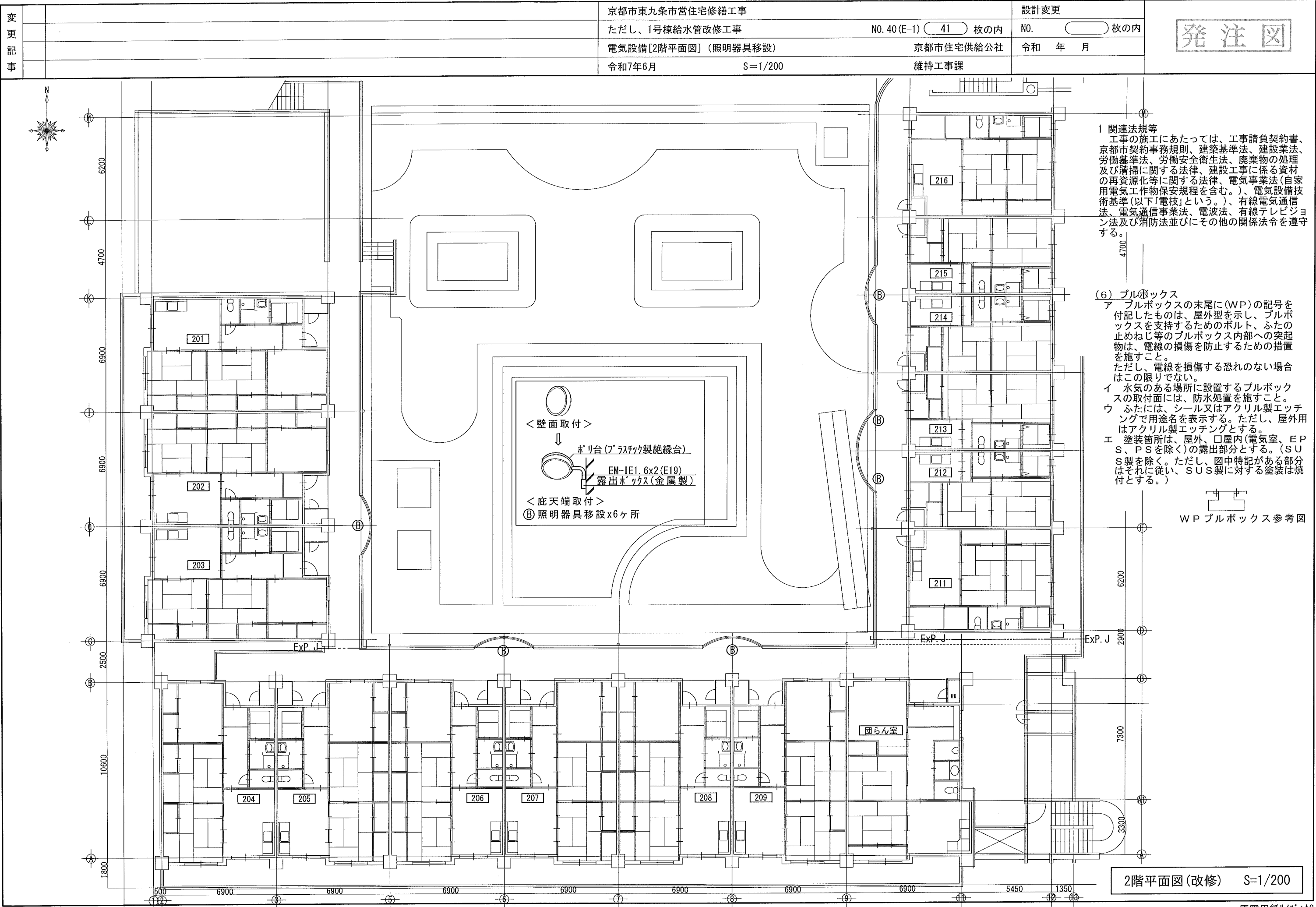
変更 記事		京都市東九条市宮住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 38 41 枚の内	
		平面詳細図<加圧ポンプ周り> (撤去)	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月 S=1/50	令和 年 月 維持工事課	

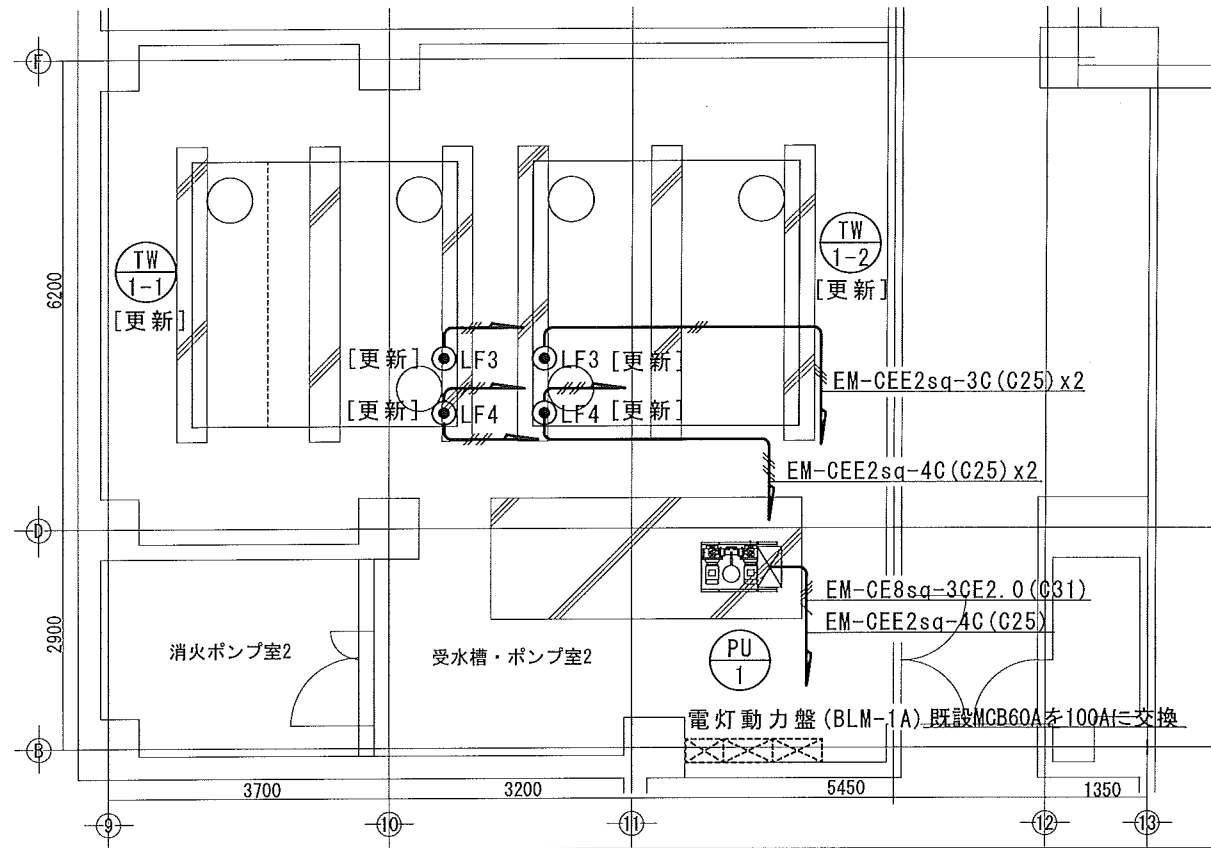


変更 記事		京都市東九条市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 39 41 枚の内	
		平面詳細図<高置水槽周り> (撤去)	京都市住宅供給公社	
		令和7年6月 S=1/50	令和 年 月	
			維持工事課	

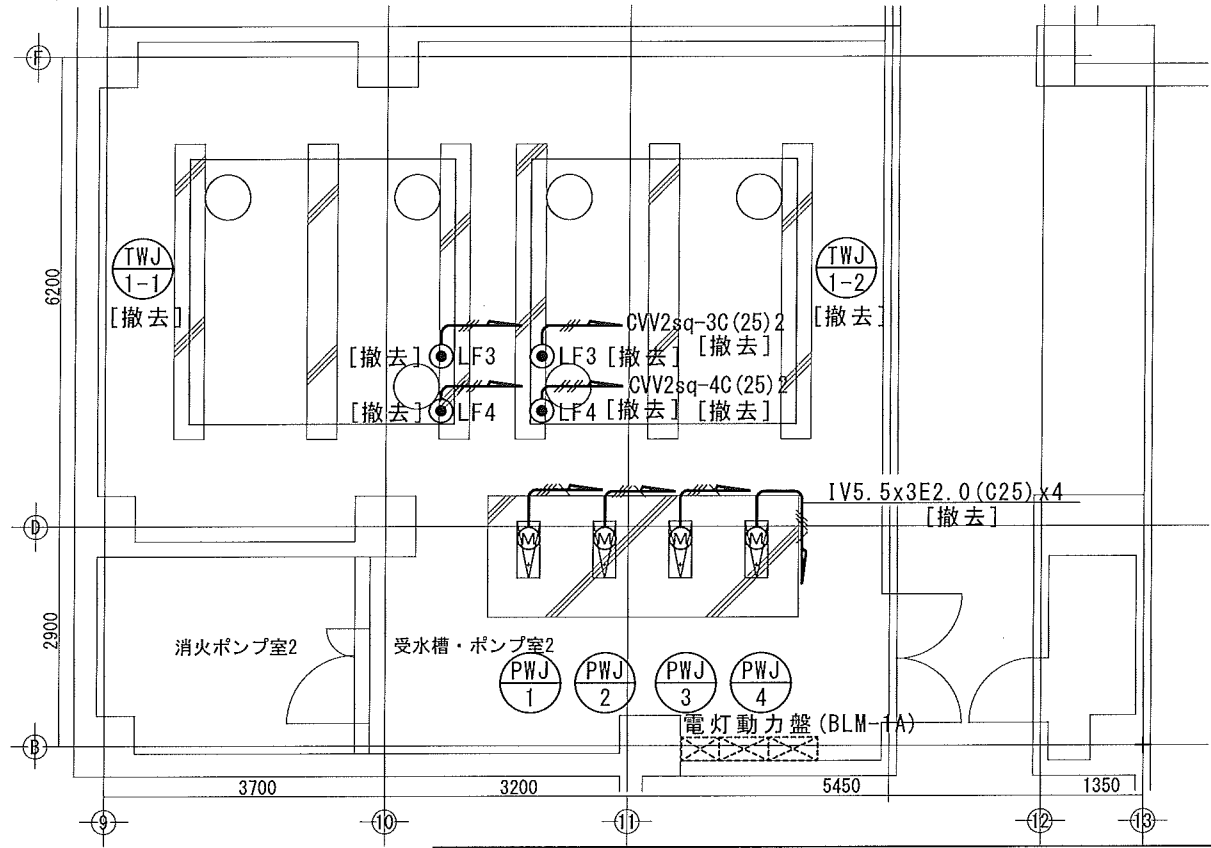


平面詳細図<高置水槽周り> (撤去) S=1/50





地階受水槽・ポンプ室平面図 S=1/100（改修）

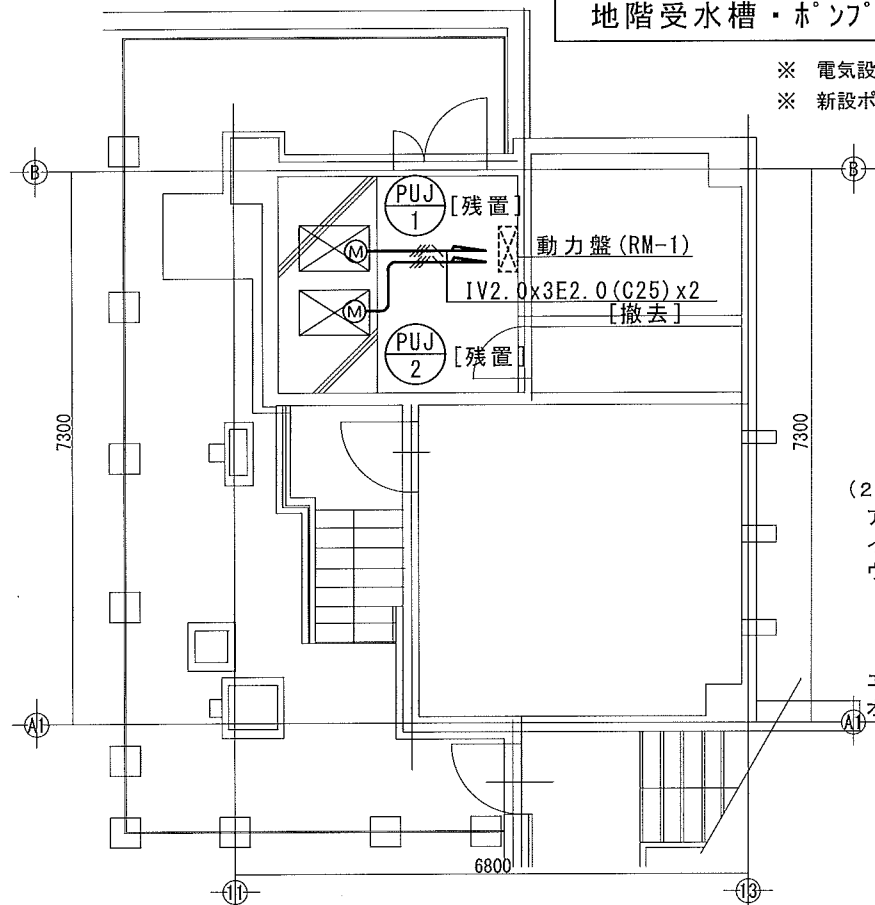


地階受水槽・ポンプ室平面図 S=1/100（現況・撤去）

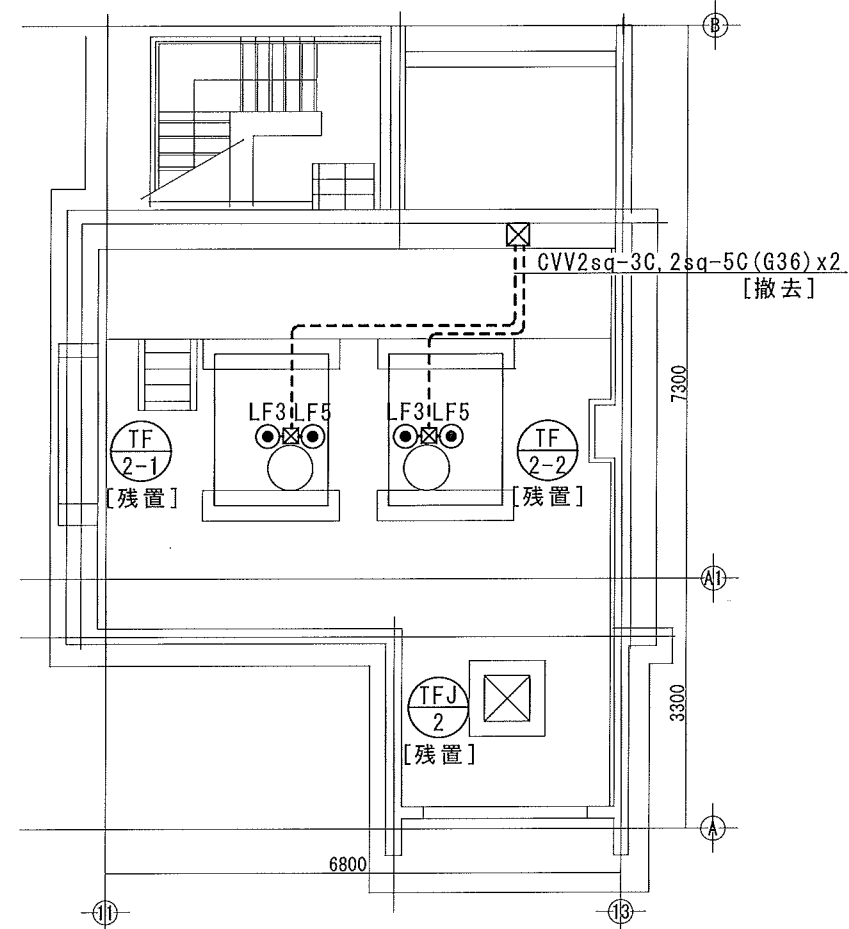
※ 電気設備工事の当該工事の標準仕様書を適用する。
※ 新設ポンプは既設盤までの警報信号線付きとする。ただし、接続は監督員と相談する。

凡 例		
記 号	名 称	備 考
	既設制御盤	
	既設電動機	
	電極3極	
	電極4極	
	配線	盤内まで

- (2) 電線
ア 特記なき電線は、600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）とする。
イ 電線・ケーブルについては、環境に配慮したエコ電線・エコケーブルを使用する。
ウ 電線の色別は、原則として「標準仕様書」どおりとし、ケーブルの場合は、端部に相色別を施すこと。
なお、ケーブルの一心を接地線として使用する場合は、緑色の心線とするか端部に緑色の色別を施すこと。
エ ELCB回路の接地線は、端部を黄色で表示し、接地端子台に用途表示を行う。
オ 架橋ポリエチレン絶縁ケーブル又は、ポリエチレン絶縁ケーブル（EM-CE、EM-CET、EM-EEF等）には紫外線対策を施す（EM-EEFは耐紫外線EM-EEFを使用する）。
なお、高圧、特別高圧ケーブルの時には内線規程による。



屋上ポンプ室平面図 S=1/100（現況・撤去）



塔屋平面図 S=1/100（現況・撤去）